

令和4年3月愛荘町議会定例会会議録

令和4年3月10日（木）午前9時00分開会

**議 事 日 程（第1号）**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案趣旨説明
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 同意第 2号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 同意第 3号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 同意第 4号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 8 同意第 5号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 9 同意第 6号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 同意第 7号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 同意第 8号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 同意第 9号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 同意第10号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 同意第11号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 同意第12号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第13号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

いて

日程第17 同意第14号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ

いて

日程第18 議案第1号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第19 議案第2号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)

日程第20 議案第3号 令和3年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)

日程第21 議案第4号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

日程第22 議案第5号 令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

日程第23 議案第6号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第24 議案第7号 令和3年度愛荘町下水道事業会計補正予算(第3号)

日程第25 議案第8号 令和4年度愛荘町一般会計予算

日程第26 議案第9号 令和4年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算

日程第27 議案第10号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算

日程第28 議案第11号 令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第29 議案第12号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計予算

日程第30 議案第13号 令和4年度愛荘町下水道事業会計予算

---

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3と日程第5から日程第30

~~~~~

追加日程第1 議提第3号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

---

## 出席議員(13名)

1番 久保田 正 利 君

3番 中 川 喜代和 君

4番 澤 田 源 宏 君

5番 村 西 作 雄 君

6番 森 野 隆 君

7番 上 田 太 治 君

8番 高 橋 正 夫 君

9番 外 川 善 正 君

10番 河村善一君

12番 竹中秀夫君

14番 村田定君

11番 瀧すみ江君

13番 辰己保君

**欠席議員（1名）**

2番 小菅久宣君

---

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

|                      |        |         |       |
|----------------------|--------|---------|-------|
| 町長                   | 有村国知君  | 副町長     | 中西功君  |
| 教育長                  | 徳田寿君   | 教育次長    | 上林市治君 |
| 福祉政策監<br>兼ワクチン接種推進室長 | 森まゆみ君  | みらい創生課長 | 西川傳和君 |
| 経営戦略課長               | 生駒秀嘉君  | 人権政策課長  | 藤居祐司君 |
| 税務課長                 | 北村章夫君  | 住民課長    | 阪本崇君  |
| 福祉課長                 | 田中孝幸君  | 健康推進課長  | 木村美紀君 |
| 子ども支援課長              | 北川三津夫君 | 商工観光課長  | 藤野知之君 |
| 建設・下水道課長             | 羽田順行君  | 農林振興課参事 | 山本拓也君 |

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長 徳田郁子 書記 伊谷一真

開会 午前9時00分

### ◎開会の宣告

○議長（村田 定君） 皆さん、おはようございます。本日は早朝から御苦労さまでございます。着座にて失礼します。

小菅久宣議員より欠席届が出ていますので、御報告いたします。

また、青木総務政策監より欠席届が出ていますので、報告をいたします。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。よって、令和4年3月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

---

### ◎開議の宣告

○議長（村田 定君） これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（村田 定君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

また、会期日程は、さきに配付のとおりです。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（村田 定君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、4番 澤田源宏君、5番 村西作雄君を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（村田 定君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から3月24日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月24日までの15日間に決定しました。

---

### ◎町長提案趣旨説明

○議長（村田 定君） 日程第3、町長提案趣旨説明を求めます。町長。

〔町長 有村国知君登壇〕

○町長（有村国知君） おはようございます。令和4年3月愛荘町議会定例会の開会に当たり、御挨拶を申し上げます。

このたびの愛荘町長選挙におきまして、町民の皆様から大きな御支援を賜り、2期目の町政に当たらせていただくに当たり、輝く清々しい愛荘のまちづくりを町内の皆様と一層前進させていくとの思いを新たにいたしております。さきの町議会議員選挙において、町民の皆様からの御期待を託された議員の皆様と力を合わせ、町政の発展に尽力してまいる所存です。提出いたしました諸案件の説明に先立ち、2期目に当たっての所信の一端を述べさせていただきます。

私がまちづくりにおいて力点を置くのは、時代の潮流や変化を捉えながら、町の更新、アップデートに機敏に努めていくこと、町の持続可能性を高めること、情報発信力を高めること、町のブランド力を高めること、そして、何より地域において大切な仲間や家族、友人とより笑顔多く、安心して心豊かに1年1年、年を重ねられるようにしていくことです。このような思いを基に、愛着と誇りを感じず愛荘町の実現に向けて、施策の前進に努めてまいります。

現下の国際情勢について少し触れます。ウクライナにロシアが侵攻し、連日、現地からの報道が続いています。まさに国家の主権が試され、危機に瀕する日々が続いています。

私が町長職をおあずかりしているこの4年の間にも、中国による香港での国家安全維持法による一国二制度の転換、高度の自治の終焉がありました。自由で活気に満ちあふれていた在りし日の香港の姿はなく、私が知っていた1つの地域のありようや住民文化が、このように力によってなくなるんだという恐怖の感覚を持ったことをはっきりと覚えています。

今日、専制国家の力による現状変更の試みを現実として私たちは見、また、その脅威にもさらされてもおり、その脅威に対し、やはり主権を守り抜くのは国民国家であります。その享受を發揮し得ない主体を救ってくれるどこか、誰かの救世主や世論はないのです。より地域を守る、国家を守る、国家を発展させるのは、他の誰でもなく自分たちだという意志を持った個の総数が多ければ多いほど、その地域や国家は安定すると思います。

私たちが日々直面するのはあくまで町内の出来事ですが、この原理はまさに当てはまります。よその誰かが救ってくれるのではなく、私たちが、私ごととして課題に向き合い、また、心豊かに生を享受したいと願うのであれば、それにふさわしい力量や魅力、持続可能性や発展性を養う努力もせねば、町の暮らしを守れないとも思います。

人間という生き物は、大変力強い、美しい生き物だと思います。美しくさせているのは、生き抜くという意志、優しさ、希望、仲間、つながりだと思います。ともすると、誰かが補助をしてくれる、助けてくれる、何とかするのは私以外の誰かという世相が今日多く見受けられることに危機感を感じています。皆がそのような発想になってしまえば、非常に脆弱な社会となってしまいます。だからこそ、私は矜持や公益に資する生き方をたたえる愛荘の町の姿に向け、力強く皆様と歩んでまいりたいと強く思っております。そして、本当に助けの手を必要とされる方に力強く温かい手を差し出し、共に歩む町でありたいと願っています。

この感染症も2年近くとなりました。この間、私は字のつながりや活動こそが町の活気に直結するとの思いから、字運営に汗をくださっている区長様、役員様に直接お目にかかってまいりました。やはり皆様、大変な御努力をしてくださっていました。頭が下がります。心からの敬意と感謝を申し上げます。

やはり、地域において大切なのは、日々の暮らしにおける接点です。それゆえ、これからの数年で皆様と私が取り組みたいのは、「日々の暮らしを笑顔につなげる絆を取り戻そう」、繰り返します、「日々の暮らしを笑顔につなげる絆を取り戻そう」というスローガンと行動です。町内の何げない日々の暮らしには、おはよう、こんにちは、今日もお疲れやったねという挨拶がありました。そこで生まれる会話や心遣い、そして笑顔がありました。つながりによって、人は社会の中で共に生きている実感を感じられます。再び地域の、社会の、団体の仲間の絆を取り戻すという大切な課題に、力強く、意志を持って皆様と取り組んでいきたいと思っております。

さて、今期定例会に御提案いたします議案につきまして御説明を申し上げます。

人事案件13件、条例案件1件、令和3年度補正予算案件6件、令和4年度当初予算案件6件の合わせて26案件を御提案させていただきました。

まず、人事案件13件です。同意第2号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについて。現委員の任期満了に伴い、新たに選任同意をお願いするものです。任期は、令和4年4月1日から4年間でございます。

同意第3号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。こちら  
も、現委員の任期満了に伴い、新たに選任同意をお願いするものです。任期は令和  
4年4月1日から4年間でございます。

同意第4号から14号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ  
いて。現委員の任期満了に伴い、新たに任期の同意をお願いするものです。任期は令  
和4年4月1日から3年間でございます。

次に、条例案件1件です。議案第1号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正す  
る条例につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の  
一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

続いて、令和3年度補正予算案件6件です。各事業の実績及び実績見込みによる補  
正が主なものでございます。

議案第2号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）ですが、歳入歳出それ  
ぞれ1億43万円を増額し、総額を113億695万3,000円とするものでござい  
ます。また、令和3年度から令和4年度への繰越明許費といたしまして、住民税非課  
税世帯等臨時特別給付金給付事業9,300万円、福祉センター愛の郷空調設備改修事  
業6,945万4,000円、西部地域土地改良事業基本構想策定事業396万円、町  
道長寿命化修繕計画策定事業1,000万円、町道橋梁維持修繕事業3,500万円、  
生活環境整備対策事業650万円をお願いするものでございます。

議案第3号 令和3年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）です  
が、歳入歳出それぞれ840万円を追加し、総額を841万円とするものでございま  
す。

議案第4号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）です  
が、歳入歳出それぞれ1億2,827万5,000円を追加し、総額を19億1,236  
万8,000円とするものでございます。

議案第5号 令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）で  
すが、歳入歳出それぞれ701万6,000円を追加し、総額を2億1,117万2,  
000円とするものでございます。

議案第6号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）ですが、  
歳入歳出それぞれ1,885万5,000円を追加し、総額を15億5,578万8,0  
00円とするものでございます。

議案第7号 令和3年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）ですが、収益的収入として1,295万5,000円の減額、収益的支出として1,277万5,000円の減額、資本的収入として2,733万9,000円の減額、資本的支出として2,733万8,000円の減額とするものでございます。

次に、令和4年度当初予算案件でございます。予算規模につきましては、一般会計110億9,400万円で、持続可能な行政運営に向けて財政健全化に取り組む一方で、愛知中学校大規模増改築事業など将来への投資が増加したことや、地方債の償還元金が増加したことにより、前年度当初比11億2,500万円の増加となりました。一般会計と特別会計を合わせた予算規模は147億5,053万8,000円となり、前年度当初比12億8,352万円増加、また、下水道事業会計は18億6,084万5,000円で、総予算規模は166億1,138万3,000円となりました。限られた財源の中で、令和4年度においては第2次愛荘町総合計画前期基本計画の最終年であり、総合計画に基づく町の重点戦略を実行していくための予算編成を行ったところであります。

以上の案件を令和4年3月愛荘町議会定例会に提案させていただきました。何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。

---

○議長（村田 定君） お諮りします。日程の順序を変更し、日程第4、一般質問を日程第30、議案第13号の次に行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第4、一般質問を日程第30、議案第13号の次に行います。

---

#### ◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（村田 定君） 日程第5、同意第2号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 有村国知君登壇〕

○町長（有村国知君） それでは、同意第2号について説明をさせていただきます。



同意第2号議案は、愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

現代表監査委員でございます山本憲宏氏が令和4年3月31日で任期が満了することから、新たに辻井弘子氏を愛荘町監査委員にお願いするもので、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、町長が議会の同意を得て選任することからお願いするものです。

住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。辻井弘子氏は平成31年3月まで滋賀県職員として勤務され、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で効率的な事務処理に理解があり、地方自治法の財務管理事業の経営管理、行政運営に優れた識見を有しておられ、適任と考えております。

任期は令和4年4月1日から令和8年3月31日まででございます。何とぞ御同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

**○議長（村田 定君）** 本件を含め、13件の人事案件の質疑、討論を省略しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これにより、同意第2号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（村田 定君）** 起立全員であります。よって、同意第2号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

---

### ◎同意第3号の上程、説明、採決

**○議長（村田 定君）** 日程第6、同意第3号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 有村国知君登壇〕

**○町長（有村国知君）** 同意第3号について説明をさせていただきます。

同意第3号議案は、愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

現委員でございます北村太一郎氏が令和4年3月31日で任期が満了することから再任をお願いするもので、地方公務員法第9条の2第2項及び愛荘町公平委員会設置条例に基づきまして、町長が議会の同意を得て選任することから、お願いするものです。

住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。北村太一郎氏は、滋賀県職員として勤務され、人格高潔で、地方自治や人事行政などに識見を有しておられ、適任と考えております。

今回、3期目をお願いするもので、任期は令和4年4月1日から令和8年3月31日まででございます。何とぞ御同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

**○議長（村田 定君）** 人事案件につき、質疑、討論を省略し、これより、同意第3号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村田 定君）** 起立全員であります。よって、同意第3号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

---

#### ◎同意第4号～14号の上程、説明、採決

**○議長（村田 定君）** 日程第7、同意第4号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから、日程第17、同意第14号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを一括議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 有村国知君登壇]

**○町長（有村国知君）** 同意第4号から同意第14号までを一括して提案説明を申し上げます。

愛荘町農業委員会委員の任命に係る人事案件でございます。愛荘町農業委員会委員の任命につきましては、平成27年の農業委員会法改正により、公選制から市町村議会の同意を得て市町村長が任命する選任制に変更されております。

今回の改選、選任に当たりましては、法の趣旨にのっとり、推薦公募を実施いたしました。推薦公募の情報を整理し、公表いたしますとともに、その結果を遵守いたしまして、今議会に任命の同意をお願いするものでございます。

任期につきましては、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。

まず、議案書3ページです。同意第4号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、次期委員に本田一雄氏を任命しようとするものでございます。

住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。同氏は、地元で農業組合長や副組合長を歴任され、地域農業の振興に貢献していただいております。また、現在は農業委員として4期目を務められており、経験豊富のため適任者と考えておりますので、同意をお願いするものでございます。

次に、議案書4ページです。同意第5号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、次期委員に北村一美氏を任命しようとするものでございます。

住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。同氏は、農協の女性部で地域野菜の普及活動を通じて地域農業の振興に尽力されています。町の健康推進員として、地産地消や地域の食文化の継承に取り組む中、小学生の農業体験の運営にも協力されておられます。また、女性農業委員として3年間御活動され、女性農業者のかけ橋に尽力いただきました。就任していただくことで円滑な運営が期待できるなど、適任者と考えておりますので、同意をお願いするものでございます。

次に、議案書5ページです。同意第6号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、次期委員に小林久米勝氏を任命しようとするものでございます。

住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。同氏は、旧町及び合併後の農業委員や農協の役員などの経験を基に、地域農業の振興に尽力されています。自ら農業経営をされながら、獣害や遊休農地対策など農地保全に強い意欲を持つなど、適任者と考えておりますので、同意をお願いするものでございます。

次に、議案書6ページです。同意第7号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、次期委員に村川忠一氏を任命しようとするものでございます。

住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。同氏は、土地改良区など農協の役員、各種団体の役員を歴任し、農業委員としても3年間活動された実績がござい

ます。また、自らの土地や借入農地で、田畑の耕作に取り組まれるなど、周囲の信頼も厚く、適任者と考えておりますので、同意をお願いするものでございます。

次に、議案書7ページです。同意第8号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、次期委員に宇野太佳司氏を任命しようとするものでございます。

住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。同氏は、町役場を退職後、その知見と経験を基に、地元集落営農組織のリーダーとして事業拡大に取り組まれるほか、自らも農業経営をされておられます。また、農地利用最適化推進委員を歴任され、3年間、農業委員として活動を頂いた実績がございます。地域農業の振興にも尽力されるなど、信望も厚く、適任者と考えておりますので、同意をお願いするものでございます。

次に、議案書8ページです。同意第9号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、次期委員に須田 昇氏を任命しようとするものでございます。

住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。同氏は、農業委員を4期務められ、その活動経験は豊富で、この3年間については会長職を務めていただきました。また、地元の農地所有者からの信頼も厚く、耕作放棄地の未然防止、解消など、地域農業振興に尽力されていることから、適任者と考えておりますので、同意をお願いするものでございます。

次に、議案書9ページです。同意第10号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、次期委員に川口清美氏を任命しようとするものでございます。

住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。同氏は、長年、農協女性部に於て地域農業と食の大切さを次世代に伝える活動を行われており、その成果が認められ、女性部の副部長を歴任されました。また、今年度から農協の役員に就任するなど、地域農業者の信望も厚く、適任者と考えておりますので、同意をお願いするものでございます。

次に、議案書10ページです。同意第11号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、次期委員に小菅久宣氏を任命しようとするものでございます。

住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。同氏は、旧町時代から通算で6期、16年にわたり農業委員を務められるほか、町内認定農業者の活動組織、農遊倶楽部の会長としても、仲間とともに地域農業の振興に尽力されてきました。また、地域農業の中心的な担い手となりながら、県の指導農業士として就農希望者の育成に取り組んでおられ、地域農業者の信望も厚く、適任者と考えておりますので、同意をお願いするものでございます。

次に、議案書11ページです。同意第12号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、次期委員に小泉勝敬氏を任命しようとするものでございます。

住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。同氏は、農協を退職後、本格的に就農され、経営を拡大されています。地元の農業組合長として、地域農業の保全や農地集積に取り組まれ、地域農業の振興に貢献いただいているなど、信望も厚く、適任者と考えております。また、この3年間、農業委員を務められ、遊休農地対策や農地の集積、集約化活動に尽力されておりますので、同意をお願いするものでございます。

次に、議案書12ページです。同意第13号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、次期委員に北村正吉氏を任命しようとするものです。

住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。同氏は、地元農業組合法人の発起人で、地域農業の中心的な役割を担われており、自らも農業組織の一員として農業経営をされておられます。また、農地の保全活動や土地改良事業に尽力され、地元の方からの信頼も厚く、適任者と考えておりますので、同意をお願いするものでございます。

次に、議案書13ページです。同意第14号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、次期委員に久保田九氏を任命しようとするものです。

住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。同氏は、平成24年に農業経営を法人化し、事業を拡大させる中で、耕作放棄地の解消や農地の集約化に尽力されておられます。県の指導農業士として、就農者の育成や地域農産物の価値向上など、先駆的な取組で地域農業を牽引するなど、適任者と考えておりますので、同意をお願い

いするものでございます。よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

**○議長（村田 定君）** 人事案件につき、質疑、討論を省略し、これより、同意第4号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村田 定君）** 起立全員であります。よって、同意第4号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第5号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村田 定君）** 起立全員であります。よって、同意第5号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第6号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村田 定君）** 起立全員であります。よって、同意第6号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第7号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村田 定君）** 起立全員であります。よって、同意第7号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第8号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村田 定君）** 起立全員であります。よって、同意第8号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しまし

た。

次に、同意第9号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村田 定君）** 起立全員であります。よって、同意第9号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第10号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村田 定君）** 起立全員であります。よって、同意第10号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第11号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村田 定君）** 起立全員であります。よって、同意第11号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第12号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村田 定君）** 起立全員であります。よって、同意第12号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第13号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村田 定君）** 起立全員であります。よって、同意第13号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しま

した。

次に、同意第14号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村田 定君）** 起立全員であります。よって、同意第14号 愛荘町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（村田 定君）** 日程第18、議案第1号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

**○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君）** それでは、議案書14ページ、議案第1号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正の理由、要旨につきましては、別冊、改正条例等説明資料の1ページから4ページに掲載をさせていただいております。また、5ページから18ページは新旧対照表でございます。

改正条例等説明資料で御説明申し上げます。

1ページをお開きください。今回の条例改正の理由でございますが、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から未就学児の均等割保険税の減額措置が講じられますことから、本趣旨による国民健康保険税の減額を円滑に実施するため、愛荘町国民健康保険税条例の一部について所要の改正を行うものでございます。この改正条例の要旨でございますが、当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前にある被保険者がある場合における当該被保険者に係る基礎賦課額の被保険者均等割額は、当該均等割保険税額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額とするものでございます。各条文改正の詳細な内容につきましては、次の番号1から3ページの18番に掲載をしておりますが、字句の訂正や法律並びに条例の改正に伴う条項のずれなどを除き、今回の改正の主たる改正点につきまして御説明申し上げます。



該当するところは、2ページの6番になります。4ページの改正の主たる部分を御覧ください。愛荘町国民健康保険税条例では、第21条で国民健康保険税の減額について示しており、今回の改正により、この第21条に新たに第2項を追加いたします。その内容は、当該年度中の6歳以下のいわゆる未就学児に対し、第2項第1号で、均等割の基礎課税額について、7割から2割等の軽減階層ごとに減額する額を定め、同項第2号で後期高齢者支援金等課税額について、同じく軽減階層ごとに減額する額を定めるものでございます。

なお、この条例の減額に係る部分の施行分については、本年4月1日でございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第1号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

---

### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第19、議案第2号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） それでは、議案第2号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）の説明をさせていただきます。別冊、補正予算書と別冊、補正予算概要書がございますけれども、今回は補正予算書にて説明をさせていただきますの

で、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、別冊、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

令和3年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億43万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億695万3,000円とするものでございます。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費によるもの。

第3条、地方債の変更は、第3表 地方債補正によるものでございます。

補正予算書の7ページをお願いをしたいと思います。第2表 繰越明許費といたしまして、御説明をさせていただきます。

上段からです。3款民生費1項社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業9,300万円は、住民税非課税世帯等に1世帯10万円の給付としておりましたが、家計急変世帯等の申請期間が令和4年9月30日まで継続となったことから繰越しをさせていただくものでございます。

下段の事業名、福祉センター愛の郷空調設備改修事業でございます。6,945万4,000円は、ボイラーの不具合によりまして、エアコンを新たに設置するもので、設計費用を12月議会で御承認いただきましたけれども、今回、監理委託費145万4,000円、工事請負費6,800万円を補正させていただいて繰越しとするものでございます。

下段、6款農林水産業費1項農業費、西部地域土地改良事業、基本構想策定事業でございます。396万円につきましては、愛荘町西部地域の圃場整備事業を行うための基本的な図面を描くことで、事業全体の完成イメージや全体像を具現化し、把握するものでございます。今回、天候等の影響から工期に遅れが生じたことによるものでございます。

下段の8款土木費2項道路橋梁費、町道長寿命化修繕計画策定事業1,000万円につきましては、令和3年9月議会において補正予算の御承認を頂き、その後において計画の策定に取りかかっております。舗装の点検及び点検結果の分析等に期間を要することもありまして、今回繰越しをお願いするものでございます。

下段、町道橋梁維持修繕事業でございます。3,500万円は昭和大橋の維持修繕で

ございますが、新型コロナウイルスが原因と考えられる物流の停滞によりまして、鉄鋼製品の材料不足等が生じておりまして、部材の一部の製造に時間を要するものでございますので、繰越しとさせていただきますのでございます。

下段、4項都市計画費、事業名が生活環境整備対策事業でございます。650万円につきましては、長野東自治会において、生活環境整備を実施予定でありましたけれども、隣接する町道改良工事におきまして、可変側溝の設置や道路拡幅を先行して行う必要がございます。町の工事終了後から施行となるため繰り越すものでございます。

以上が、繰越明許費でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。第3表 地方債の補正でございます。上段からでございます。合併特例債の限度額を4億3,990万円から2億6,680万円に、公共事業等債の限度額を3,020万円から6,140万円に、その下、地方道路等整備事業債の限度額を2億3,500万円から2億1,620万円に、学校施設等整備事業債の限度額を2億990万円から9,420万円に、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の限度額を新たに1億9,700万円としたものでございます。いずれにしましても、起債の方法、利率、償還の方法については変更がございませんので、よろしくをお願いいたします。

それと、9ページにつきましては、事項別の明細書となっておりますので、また御確認をお願いをしたいと思います。

それでは、歳入歳出の補正内容を説明をさせていただきます。12ページをお願いをしたいと思います。

今回の補正の主なものにつきましては、年度末を迎えるに当たりまして、決算見込みの精査による補正が主なものでございます。歳入歳出増減の大きなもの及び追加経費の主なものを中心に申し上げたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

まず、歳入でございます。一番上からでございます。1款町税1項町民税1目個人1節現年度課税分1,505万6,000円の追加は、個人所得割の増加分でございます。

下段、2目法人2節滞納繰越分2,630万7,000円の減額は、令和2年度分納付猶予分の調定変更及び徴収実績によるものでございます。

下段、2項固定資産税1目固定資産税1節現年度課税分2,910万円の追加につきましては、評価替えに伴う課税実績によるものでございます。

下段、2節滞納繰越分639万円の減額につきましては、徴収実績によるものでございます。

下段、3項軽自動車税1目軽自動車税1節現年度課税分といたしまして590万円の追加につきましては、軽自動車の買換えや台数増及び税率変更によるものでございます。

次、12ページの一番下の段でございますけれども、2款地方譲与税から、以降15ページの下から2段目まででございますけれども、11款交通安全対策特別交付金につきましては、これにつきましては滋賀県全体の収支決算見込みによるものでございますので、よろしくお願ひします。

続きまして、15ページの一番下の段でございます。12款分担金及び負担金2項負担金2目民生費負担金1節児童福祉費負担金699万8,000円の減額は、保育料の保護者負担金等の実績見込みによる減額となっております。

続きまして、16ページの一番上でございます。13款使用料及び手数料1項使用料2目民生使用料6節町立保育園保育料212万3,000円の追加につきましては、公立保育園保育料の実績見込みによる増額となっております。

1つ飛ばしまして、7目教育使用料1節幼稚園保育料810万1,000円の減額は、保育園預かり保育料の実績見込みによる減額となっております。

16ページの一番下の段でございますけれども、14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節児童福祉費負担金1,725万円の減額につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして、公定価格が上がらなかったことによる実績見込みによる減額となっております。

次、下段、2節児童手当負担金855万円の減額は、対象児童数の減少によるものでございます。

17ページ、下の段、2項国庫補助金1目総務費国庫補助金25節地方創生臨時交付金707万7,000円の追加につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の実施によるものでございます。

その下の27節住宅市街地総合整備事業補助金760万円の減額につきましては、補助金の実績見込みによるものでございます。

その下、2目民生費国庫補助金1節障害福祉費補助金144万8,000円の追加につきましては、移動支援事業、日中一時支援事業の利用者の増によるものでございま

す。

3節児童福祉費補助金78万2,000円の追加につきましては、子ども・子育て支援交付金の増額によるものと、保育対策総合支援事業費補助金の実績見込みによる減でございます。

3目衛生費国庫補助金4節疾病予防対策事業費等補助金につきましては、261万9,000円の追加となっております。主に緊急風しん抗体検査等事業補助金の交付決定によるものでございます。

18ページをお願いいたします。6目土木費国庫補助金6節社会資本整備総合交付金400万円の追加につきましては、国の補正予算に伴う追加交付による増額によるものでございます。

下の段でございます。一番下の段でございます。15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金1節児童福祉費負担金840万4,000円の減額は、施設型給付費等負担金等の実績見込みによる減額でございます。

その下、2節児童手当負担金153万5,000円の減額につきましては、児童手当負担金の実績見込みによる減額でございます。

続きまして、19ページの下欄でございます。2項県補助金1目総務費県補助金1節自治振興交付金175万6,000円の減額につきましては、実績見込みによる減額となっております。

2目民生費県補助金3節老人福祉費補助金4,000円の追加は、社会福祉法人等による生活困窮者等へのサービス利用者負担額の軽減に対する補助金の計上でございます。4節障害福祉費補助金72万4,000円の追加は、国庫補助に伴う県費補助分でございます。

7節児童福祉費補助金145万8,000円の追加につきましては、国庫補助金に伴う県費分でございます。

5目農林水産業費県補助金2節農業振興費補助金619万1,000円の減額につきましては、農業人材力強化総合支援事業補助金等の交付決定による減額でございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。上の段でございます。8目土木費県補助金3節都市計画費補助金537万6,000円の減額につきましては、地籍調査、対象事業費補助金の実績見込みによる減額となっております。

10目教育費県補助金1節学校教育費補助金555万9,000円の追加につきましては、スクール・サポート・スタッフ配置支援事業補助金の実績見込みによる増額となっております。

下の段でございます。3項委託金1目総務費委託金1節徴税费委託金154万9,000円の追加につきましては、県民税徴収取扱費委託金の実績見込みによる増額となっております。

次、2節選挙事務委託金371万8,000円の減額につきましては、衆議院議員選挙完了に伴います精算による減額となっております。

下の段、16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金1節利子及び配当金285万9,000円の減額は、基金利子の減額によるものでございます。

次、21ページの中段でございます。17款寄付金1項寄付金1目一般寄付金1節一般寄付金300万円の追加につきましては、滋賀建機株式会社からの寄付による増額でございます。

2目総務費寄付金1節がんばる愛荘町まちづくり応援寄付金4,340万円の減額につきましては、ふるさと納税の実績見込みによる減額となっております。

下段、18款繰入金1項特別会計繰入金2目土地取得造成事業特別会計繰入金1節土地取得造成事業特別会計繰入金840万円の追加につきましては、小集落地区改良事業用地の売払いに伴う繰入金でございます。

22ページをお願いいたします。上段からでございます。2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1節財政調整基金繰入金2億8,643万6,000円の減額につきましては、財源調整のための減額とさせていただきます。

その下、19款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金3億2,263万円の追加につきましては、令和2年度からの繰越金でございます。

その下、20款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1目延滞金1節延滞金190万円の追加につきましては、町税等の延滞金の増でございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。上段、20款諸収入5目雑入8節教育費雑入403万9,000円の減額につきましては、主に給食費個人負担金の実績見込みによる減額となっております。

10節土木費雑入3,531万3,000円の追加につきましては、豊郷町建設事業負担金返還金の発生による増額となっております。

下段、21款町債1項町債1目総務費7節合併特例債1億7,310万円の減額につきましては、学校教育施設等整備事業債としての配分変更したことによる減額となっております。

その下、9節公共事業等債3,120万円の追加につきましては、国営湖東平野地区土地改良事業負担金の補正による増額となっております。

その下、土木費3節地方道路等整備事業債1,880万円の減額は、実績見込みによる減額でございます。

その下、6目教育債1節学校教育施設等整備事業債1億1,570万円の減額につきましては、愛知中学校等大規模増改築事業の補助事業の一部について防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の対象となるために減額するものでございます。

その下、2節防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債1億9,700万円の追加につきましては、今ほどの愛知中学校の大規模増改築事業の補助事業の一部がこの事業債の対象となるために増額するものでございます。

以上が歳入の説明とさせていただきます。

引き続きまして、歳出のほうを説明をさせていただきます。補正予算書の25ページをお願いいたします。歳出につきましても、事業実績見込みまたは入札執行に伴う減額が主なものとなっておりますので、主なものを中心に御説明をさせていただきます。

上段からでございます。1款議会費1項議会費1目議会費4節共済費72万5,000円の減額は、町村議会議員共済会への負担金率変更に伴い減額するものでございます。

8節旅費133万4,000円の減額は、議員研修等の中止による旅費の減額となっております。

下段の2款総務費1項総務管理費1目一般管理費1節報酬712万円の減額、また3節の職員手当等96万6,000円の減額につきましては、会計年度任用職員の報酬等の実績見込みによるものでございます。

12節委託料676万円の減額につきましては、自治体オンライン化基盤構築事業委託料の執行残となっております。

4目会計管理費11節役務費102万円の減額は、手数料の実績見込みによる減額となっております。

5目財産管理費12節委託料484万円の減額につきましては、バス運行管理業務委託料の入札残による減額となっております。

続きまして、26ページをお願いいたします。上段からでございます。6目企画費7節報償費896万4,000円の減額は、主にふるさと納税寄付謝礼の実績見込みによる減額となっております。

次、ずっと下へ行きます。27ページの中段より下ですけれども、13節の使用料及び賃借料でございます。312万3,000円の減額は、ふるさと納税サイトの使用料、ふるさとチョイス、さとふるの実績見込みによる減額となっております。

18節負担金補助及び交付金1,478万6,000円の減額につきましては、主にコミュニティバス運行対策事業補助金または空き家等改修費補助金等の実績見込みによる減額となっております。

28ページの上段をお願いをします。7目電子計算費12節委託料の200万円の減額は、執行残による減額となっております。

13節使用料及び賃借料316万円の減額は、統合端末使用料の実績見込みによる減額となっております。

17節備品購入費の1,000万円の減額につきましては、町職員の情報系ノートパソコンの購入につきまして、6町共同事業によります共同調達、入札によります執行残となっております。

下の段の2項徴税費2目賦課徴収費12節委託料100万円の減額につきましては、土地評価基準基礎資料作成業務委託料の執行残による減額となっております。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費1節報酬111万8,000円の減額につきましては、会計年度任用職員の報酬の実績見込みによる減額となっております。

続きまして、29ページをお願いをいたします。下の段でございます。4項選挙費6目衆議院議員選挙費、これは全体で308万円の減額となっておりまして、選挙完了に伴う精算による減額となっております。

続きまして、30ページをお願いをいたします。2段目でございます。3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費18節負担金補助及び交付金6,000円の追加につきましては、生計困難者社会福祉法人等サービス利用軽減補助金の増額となっております。



19節扶助費927万1,000円の減額につきましては、老人ホームに措置している方がお亡くなりになったことによる減額となっております。

7目国民健康保険費27節繰出金114万4,000円の減額は、保険基盤安定繰出金等が交付決定されたことに伴い減額するものでございます。

8目障害福祉費12節委託料117万3,000円の追加につきましては、移動支援事業、日中一時支援事業の利用者の増加による増加となっております。

31ページ、10目福祉センター費12節委託料145万4,000円の追加につきましては、福祉センター愛の郷の空調設備に不具合が生じているために改修するもので、監理業務委託料を計上するものでございます。繰越しのところでもお願いしております。

14節工事請負費6,800万円の追加につきまして、同じく空調設備の改修に係る工事費用の計上をするものでございます。

12目介護保険費27節繰出金37万5,000円の追加につきましては、介護保険事業特別会計の繰入金の実績見込みによるものでございます。

14目後期高齢者医療費18負担金補助及び交付金442万9,000円の減額につきましては、療養給付費負担金の実績見込みによる減額となっております。

27節繰出金5万3,000円の追加につきましては、保険基盤安定繰出金が変更されたことに伴い増額するものでございます。

下段、2項児童福祉費1目児童福祉総務費18節負担金補助及び交付金312万5,000円の減額につきましては、各種補助金の実績見込みによる減額となっております。

続きまして、32ページをお願いいたします。上段からでございます。19節扶助費1,052万3,000円の減額につきましては、施設等利用給付費の実績見込みによる減額。

21節補償補填及び賠償金512万2,000円の追加につきましては、新型コロナウイルス感染症による学校休業期間の開所に係る費用及び学童休所に伴う保育料の減収分の補填計上によるものでございます。

22節償還金利子及び割引料466万4,000円の追加につきましては、過年度の交付金等の精算による返還金の計上となっております。

次、2目児童福祉措置費18節負担金補助及び交付金3,114万4,000円の減

額につきましては、民間保育所施設給付費等実績見込みによる減額となっております。

19節扶助費1,162万円の減額につきましては、児童手当の受給者の減による減額となっております。

4目保育園費1節報酬141万5,000円の減額につきましては、会計年度任用職員の報酬に係る実績見込みによる減額となっております。

33ページをお願いいたします。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費7節報償費263万5,000円の減額は、乳幼児健診の医師等謝礼等の執行残による減額となっております。

12節委託料318万8,000円の減額につきましては、ワクチン接種の実施に伴い、12月以降の事業実施を見合わせたための減額となっております。

2目予防費でございます。12節委託料315万7,000円の減額につきましては、予防接種業務の委託料の執行残によるものでございます。

19節扶助費13万3,000円の追加は、新型コロナワクチン接種による健康被害に対しての国の救済制度である給付費を計上したものでございます。

3目環境衛生費12節委託料368万9,000円の減額につきましては、実績見込みによる減額となっております。

34ページの下段で、5目健康増進事業費の12節委託料715万円の減額につきましては、健康診査委託料等の執行残による減額となっております。

35ページをお願いいたします。上段、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費18節負担金補助及び交付金892万4,000円の減額は、集落営農条件整備事業補助金等の実績見込みによる減額となっております。

5目農地費18節負担金補助及び交付金につきましては3,531万4,000円の追加となっております。国営湖東平野関連事業の指定工事分の負担金を計上したものでございます。

下段、2項林業費1目林業振興費18節負担金補助及び交付金100万円の減額につきましては、県単独林業改良事業補助金の実績見込みによる減額となっております。

36ページをお願いいたします。上段、7款商工費1項商工費2目商工振興費18節負担金補助及び交付金270万円の減額につきましては、受給者の確定による事

業継続支援金の執行残によるものでございます。

3目観光費18節負担金補助及び交付金351万5,000円の減額につきましては、補助金の実績見込みによる減額となっております。

下段、8款土木費1項土木管理費1目土木総務費につきましては、これは全体の補正額でございますけれども、139万2,000円の減額となっております、おおむね実績見込みによる減額となっております。

37ページをお願いをしたいと思います。2項道路橋梁費2目道路新設改良費16節公有財産購入費712万円の減額につきましては、道路改良工事用地取得費の実績見込みによる減額となっております。

18節負担金補助及び交付金511万9,000円の追加につきましては、県事業の確定による市町負担金の増額によるものでございます。

21節補償補填及び賠償金2,600万7,000円の減額につきましては、移転補償費等の時期の変更に伴う減額となっております。

3目道路維持費12節委託料1,521万円の追加につきましては、年末年始等において、大雪により除雪作業の出動回数が増加したため増額するものでございます。

18節負担金補助及び交付金811万6,000円の追加につきましては、歌詰橋の第1期工事の精算による負担金の計上によるものでございます。

下段でございます。3項河川費1目河川総務費18節負担金補助及び交付金250万円の減額につきましては、河川愛護作業補助金の実績見込みによるものでございます。

38ページをお願いいたします。中段、4項都市計画費2目下水道費27節繰出金2,855万1,000円の減額につきましては、下水道事業会計の実績見込みによる減額となっております。

4目地籍調査費12節委託料700万円の減額につきましては、地籍調査業務委託料の執行残による減額となっております。

39ページでございます。9款消防費1項消防費1目非常勤消防費から3目の防災対策費までの全体の補正額につきましては389万7,000円の減額となっております、実績見込みによる減額となっております。

下段、10款教育費1項教育総務費3目教育振興費1節報償費198万9,000円の減額につきましては、会計年度任用職員の報酬の実績見込みによるものでございま

す。

11節役務費152万9,000円の減額につきましては、通信運搬費等の実績見込みによるものでございます。

40ページをお願いいたします。4目学校建設費14節工事請負費でございます。8,385万6,000円の減額は、愛知中学校等大規模増改築工事請負費等の執行残による減額でございます。

下段、2項小学校費1目学校管理費につきましては、全体補正額といたしまして484万4,000円の減額で、実績見込みによる減額となっております。

続きまして、41ページの上段でございます。2目教育振興費については、全体の補正額といたしまして55万3,000円の減額で、実績見込みによる減額とさせていただきます。

下段、3項中学校費1目学校管理費につきましても、全体補正額419万1,000円の減額として、実績見込みによる減額とさせていただきます。

続きまして、42ページをお願いいたします。上段、2目教育振興費については、全体の補正額といたしまして82万8,000円の減額と、これについても見込みによる減額となっております。

下段、4項幼稚園費1目幼稚園費については、全体の補正額といたしまして258万円の減額となっております。これも実績見込みによる計上となっております。

1ページ飛ばさせていただきます。44ページをお願いいたします。上からでございます。5項社会教育費1目社会教育総務費については、全体補正額で210万7,000円の減額となっております。これも実績見込みによる減額となっております。

その下の2目人権教育振興費については、補正額が16万8,000円の減額、その下の3目人権教育推進事業費については、補正額175万7,000円の減額、4目文化財保護費については、補正額190万5,000円の減額となっております。

45ページをお願いいたします。7目図書館費につきましては、補正額869万5,000円の減額となっております。

46ページをお願いをしたいと思います。一番上でございます。今の図書館費のうち、14節工事請負費575万1,000円の減額につきましては、ゆうがくの郷衛生環境等の改善工事費の入札残による減額となっております。

その下、8目びんてまりの館費については、補正額34万5,000円の減額、その下の9目文化振興費については、補正額38万8,000円の減額となっております。おおむね実績見込みによる減額となっております。

下段の6項保健体育費1目保健体育総務費については、補正額139万4,000円の減額で、これも実績見込みによる減額となっております。

47ページをお願いをしたいと思います。2目の体育施設費については、補正額275万7,000円の減額となっております。そのうち14節の工事請負費125万2,000円の減額につきましては、アーチェリー射場の防矢ネットの修繕工事に係る執行残となっております。

次、その下、3目給食費でございます。10節需用費248万6,000円の追加につきましては、給食センター内の調理機器、設備等の故障に伴う修繕による増額となっております。

48ページをお願いをいたします。13款諸支出金2項基金費でございますが、1目の財政調整基金費から14目の森林環境譲与税基金費までの14基金の全体の補正額につきましては3億5,183万7,000円の追加となっております。

以上が補正の内容でございますけれども、あと49ページから52ページについては給与費明細書でございまして、49ページは特別職、50ページから52ページにかけては一般職について記載をさせていただいておりますので、御確認をお願いをしたいと思います。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

**○議長（村田 定君）** 説明が終わりました。

---

**○議長（村田 定君）** ここで暫時休憩をします。再開を10時35分といたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

**○議長（村田 定君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○議長（村田 定君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番、瀧すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江です。

議案書の中の15ページですけれども、保育料保護者負担金という形で、マイナスの668万5,000円が記載されております。これについては、多分1、2歳児の保育料ではないかと思っておりますけれども、これの原因について。

また、保育料ですけれども、コロナでの関係で休園になった場合は保育料、どうなるのか。例えば日割りになるとか、減額されるとか、また、給食費などもございますし、そういう場合はどのようになるのかについても答弁をお願いしたいと思います。

それから、次に、23ページなんですけれども、土木費雑入ということで豊郷町建設事業負担金返還金ということが、かなり大きな金額で3,531万3,000円があります。これについてもちょっと、昨日全協でしたが、聞き漏らしたか分かりませんが、よく分からないので説明をお願いします。

○議長（村田 定君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（北川三津夫君） 瀧議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の保育料の保護者負担金の減でございますが、今、瀧議員お見込みのとおり0、1、2歳につきましては、保育料に関する規則により保育料、徴収をさせていただいておりますが、実績を基に減をさせていただいたところでございます。

2点目につきましては、コロナ等で閉園なりになった場合でございますが、町のほうから要請をさせていただいた部分に関しましては、日割りでありますとか、そういうようなところで減額をさせていただくというようなところでございます。

以上です。

○議長（村田 定君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 瀧議員の豊郷町の事業負担金の返還金の御質問についてお答えをします。

予算補正予算書の23ページでございますが、10節土木費雑入で豊郷町から3,531万3,000円の負担金の返還金を補正のほうをさせていただいております。この金額におきましては、昨日、全協のほうでも御説明申し上げました、愛荘町と豊郷町の間にかかる歌詰橋の耐震補強工事に係る工事費の負担金となっております。今般、豊郷町のほうから3,531万3,000円の返還を頂いておりますが、37ページでございますが、こちらのほう、8款土木費2項道路橋梁費の3目道路維持費の18節の負担金補助及び交付金のほうで811万6,000円の補正を行っております。

こちらにつきましては、豊郷町のほうと協議をいたしまして、支払うものは支払って、返還いただくものは返還いただくという、ちょっと予算上の処理の都合でこういった予算計上をしております、当初予算、令和2年度のほうに1,476万円、負担を当初しております、今般、補正を811万6,000円行いまして、総額2,287万6,000円の当町の負担をしているんですが、先ほど申し上げました3,531万3,000円の返還金ございますので、差引き1,243万7,000円が当町に返還されるという、そういった計算となりますので、御留意のほうよろしく願いいたします。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧です。ちょっと別、今のことについては理解しましたので、別の事項について質問させていただきます。

議案書の48ページなんですけれども、財政調整基金の諸支出金で基金費の財政調整基金、これを積み増しされているんですけれども、結局、もう既に197万9,000円が積み増しされてますので、当初は2億5,396万円の予算で取崩しをされたという、そういう予算を取崩しをするという予算を立てられていましたが、それ以上の積立てということになるわけなので、結局、財政調整基金でいえば、それを出さずに、出そうと思っていたものがほかのいろいろなことで賄えたので戻された。つまり、今年度については197万9,000円がというか、それ以上に多くなっていると。3年の4月よりも多くなっているという解釈でよろしいんでしょうかということと、その次の減債基金費ですけれども、減債基金費は令和2年度までは1,458万ぐらい、そんなに、このぐらいの水準で毎年、減債基金が推移していたんですけれども、この補正予算で1億ぐらいを積み増しされておりますね。1億1,000万ほど積み増しされておりますけれども、これについての根拠についてお伺いしたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 経営戦略課長。

**○経営戦略課長（生駒秀嘉君）** 1点目の財政調整基金でございますけれども、おっしゃるとおり、当初予算化をさせていただいておりましたけれども、まず、減額を今回、繰入金といたしましてさせていただいております。取崩しをしなくなってよかったというところでございますけれども、理由といたしまして、税収の増、または地方譲与税等の増、普通交付税の増、それと歳出の実績見込みによる減、そういったもの

を勘案しまして、今回、そのようにさせていただいたところと、あと積立ての増額につきましては、今言わせていただいたとおり、収入及び歳出の実績見込みに伴いまして、3月補正の結果ですけれども、財政調整基金の取崩しをしないというようにしてもなお余剰金が発生するということになりましたので、基金の積立てをする予算を計上させていただいたというところでございます。

次、減債基金費の積立てでございますけれども、これについては、国の令和3年度補正予算（第1号）に伴いまして、普通交付税の総額が増額をされました。臨時経済対策債、または臨時財政対策債償還基金費が創設をされまして、再算定が行われました。臨時財政対策債、償還基金費については、将来の公債費負担に備えるため減債基金に積むこととされているために、今回計上をさせていただいているというところでございます。

○議長（村田 定君） ほかに質疑ありませんか。7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 37ページの道路維持費なんですけれども、今回、大きな雪で除雪費が補正されました1,521万ですか。当初予算の中の2億1,743万円のうち、当初から見込まれていた除雪作業委託費は幾らか教えていただきたいと思えます。

○議長（村田 定君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御質問にお答えします。

当初予算の経常費におきましては1,338万8,000円ということで、大体2回から3回分の除雪の回数費用を見込んでおりました。

以上でございます。

○議長（村田 定君） ほかにございせんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 2点ばかり質疑をします。

まず、ブロック塀の関しての補助金が減額になっているわけです。国庫15万で減額ということで、ブロック塀のその調査の結果、どうであったのかということと、どういうふう整理になったの。事業はできてないので、調査段階なのか、もしくは、国庫に申請しているの、事業的なものを申請しているのかということとを一体全体としてこの結果を報告願いたいなというのが1つです。

もう1点は、学校給食費に関してなんです、この補正では機械の修理というものを計上されているんですが、子供たちが冷たい給食という感じで声が聞いているんです。だから、そういう機械の不具合によって冷たくなっているのか、揚げ物等が冷た



くなっているというふうに聞いているので、その点で、機械等の不具合、もしくは調理等の関係、そういう点でちょっと答弁を頂きたいと思います。

○議長（村田 定君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御質問にお答えします。

ブロック塀の耐震対策補助金の減額ということで、国庫支出金のほうで15万円、今回上げさせていただいておりますが、端的に言いますと、申請件数、当初の見込みが5件から2件になったということで減額をしております。全体の結果ということでございますが、広報やホームページ等でブロック塀等の耐震対策に係るこういった補助ができるということで、周知のほうをさせていただいているんですが、その中で問合せとか、実際に申請いただいて、結果、2件の実績があったということで、それ以外の部分を執行残という形で落とさせていただいているんですが、ただ、相談の中でブロック塀が危ないというところで、この補助金を利用できるかというお問合せ等も頂いているんですが、やはり国庫補助に関する要件に該当しないというブロック塀等もございますので、そういったところを精査して、結局2件が対象になったということで、こういった形でちょっと補正の減額をさせていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 教育次長。

○教育次長（上林市治君） ただいま、給食で冷たいということでございましたけれども、通常調理してそれを保管庫に入れて運搬をしておりますけれども、特にそういった声は聞いておりませんのでということでございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。直接、行政のほうに届くかどうかという問題があると思うんです。我々はまた、でも、そういう電話がかかってくるということの違いが、多少あり得るのか。ただこの機械の修理という補正が出てあるので、そういう不具合を察知しているのかということでお聞きをしたんです。

もう1点、今ブロックの塀のことなんですが、これは学校教育委員会も関係し得る。要するに、道路も含めて歩道も含めて安全対策の見回りというか、そういうことをされているはずなんです。ここのこのブロックどうなんだろうとかというチェックは一定、それが対象になるかならないかは別にしても、そういうことは教育委員会のほう

がどの程度それを把握されているのか。毎年1回ぐらいは安全点検といたしますか、やっておられると思うので、各校区で。ですから、その兼ね合いで答弁が頂きたいなど。

担当課は、確かに1.8とかそういう高さ、そういう基準、それは大阪でのむなしい事故で、それが、国が真剣に検討するという姿勢で変化をし、自分も国会に行って補助金を出すようにとかということはやりました。その結果がこういう反映しているわけで、ですから危険なブロックというのを国の基準、もしくは皆さんが見た、点検した中での危険性、そういうものはあろうかと思うので、担当課は先ほど答弁の中で、どうなんだろうと。国の基準には該当しないけども、どうなんだろうというのがあったので、そういう5件が2件とかいうんじゃないくて、全体としてどう捉えているのか。教育委員会のほうがそれが答えられるのか、それはちょっと任せますが、そのブロック塀に対する町内における状況、その報告をお願いしたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 教育長。

**○教育長（徳田 寿君）** ただいまの御質問にお答えをいたします。

大阪北部地震の後、特に日頃から通学路におきます安全対策というのはいろんな角度からやっておりますけれども、その視点の1つに、そのブロック塀等、倒壊のおそれのある家屋、あるいは塀、フェンス、そうしたものにも気を配るよにということ、点検は、学校の例えば教職員が子供たちと一緒に歩いて、実際にその通学あるいは下校途上にそうした危険なものがないかというようなことを点検しておりますし、それから、PTAのほうでも、最低年に一度は地域の方の目、保護者の方の目で、危険なものがないかというふうなことを点検をしていただいているということでございます。

議員御指摘のとおり、確かに、例えば、素人目に見て、古くて危険なのか、あるいは見た目、そのブロック塀の継ぎ目自体に亀裂がとか、あるいは、かなり高いブロック塀ということで、本当にしっかりした鉄筋が入っているのかとか、いろんなことで、十分分かりづらい部分があるかなという部分もあろうかと思っておりますし、例えば、空き家になっている部分については、それをどのように危険だということを伝えていくのか、その辺りは、町長部局のほうの担当課とも、今後より一層連携を取っていく必要があるかなというふうに思っております。子供たちにも、塀の近くを通るときにはできるだけ反対側を通るとか、そういうような指導もしているところではございます。

○議長（村田 定君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。先ほどちょっと、ページでいうと、37ページでございます。この中の先ほど、ある議員さんが若干お尋ねにあったかと思えますけれども、道路の除雪の委託料といたしまして1,521万ですか、計上されております。これは今年、昨年の暮れから、今年の正月早々から、相当な豪雪であったというのは、皆さん方も御承知だと思います。この金額が膨れ上がっているというのは、これはもう私は、まだまだ客観でいうと低いのかなとぐらい思っておる。

それというのは、中身についてであります、公の道は、なるほど、3時半か4時頃からやっけていただいているというのは、私も自治区のほうで、たまたま私、直接は関知はしておりませんが、土木の関係で4時頃から2車か3車が自治区として、まず我が家の家から出る道路が非常に雪が多くて、非常に弱っているというようなことで、自治区としても、これは私の自治区のことでもありますけれども、そういうところを重点的にさせていただいてきたと。

そこへ私、毎朝、学校教育の、月曜日から金曜日まで通学をしております。私のところも約8名から9名、その豪雪の中で、歩道の雪が解けてないというのは、川久保や磯部地域や石橋だけではありません。これはほかの地域にも私、車でずっと見に回ると解けてないというようなことで、このような計上をしていただくのは結構でありますけれども、中身についてを再度、教育委員会なり建設課なりの見直しをかけて、どういうふうに、豪雪というのは自然のものでありますので、そこらのところを十分に、今後見直すべきものではないかなというふうに思っておりますので、そこらの一遍、答弁を頂いておきます。

○議長（村田 定君） 教育次長。

○教育次長（上林市治君） ただいま、歩道における除雪ができていないというようなことで、確かにおっしゃるように、今年度、年末年始、非常にたくさん降って、この1月7日の日にも、学校が始まるというようなことで、5日の日に大雪ということでございまして、町内も見に回って、それで、どうしてもできていないところもございまして、そういったところについては、もちろん地元の御協力も頂いておりますけれども、職員もそういう協力をしてくれるということで、30名余り、そういうところ、出役をしたということ。あるいは、学校においてもそういう交差点等の除雪に出いただくとか、そういうことでやっておりますけれども、なかなか全てが、細部

まで除雪ができていくかということだと思いますと、そうではなかろうかと思っておりますので、やはり地域、もちろん保護者はもちろんでございますけれども、地域のやっぱり御協力も頂きながら、建設課等々も協議しながら対策はしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（村田 定君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） ありがとうございます。私は、この計上についてどうのこうのとかということとはもっと、申し上げておりませんので、まだしも、若干少ないのではなかろうかなと、各地域のことを思えばと思っておるわけ。

ただ、見直していただきたいなという、町民やら保護者さんのお声を私は代弁をさせていただいているということでもありますけれども、今後は、先ほど言うように、自然現象ですので、雪というようなものは、待ってていつ降るとかということではありませんので、そこらのところを各地域、自治区に愛荘町、自治区が51ですかいな。ここで保護者、お子さんなりいろいろな方を抱えている自治区でありますので、この町が除雪をやっているという計上ばかりを見てはなりませんので、自治区一帯に、どのようにして補助なり、簡単に言いますと、補助なりいろいろなことの面も考えながら、自治区に絶対なる協力を得たいねんと、こういう強い気持ちを町長が、余談になりますけれども、自治区とのいろいろなトークなり、いろいろな話合いとかということも聞いておりますけれども、やっぱりそういうことも大事な面も忘れずして、やっぱり今後の取組をしていただきたいなと、このように思っておりますので、もう答弁はよろしいので、その点をよろしく願いをいたします。

○議長（村田 定君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江です。議案第2号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）に対して反対を表明します。

この補正予算は決算見込みの精査によるものです。年度末における実績見込みによるものがほとんどであり、その部分については反対するものではありません。先ほど質疑もさせていただいたように、諸支出金では、財政調整基金2億8,441万7,000円、そして減債基金1億1,269万円の積立てがあり、合わせて約4億円もの基

金積立てになっています。また、前年度繰越金では3億2,263万円の計上があり、このことから見れば、町財政が黒字であることを示しています。財政調整基金におきましては、前年度の取崩しの予定をしなくて済む、また、減債基金も前年度の初旬に比べれば、1億もの積立てをしております。このようなお金を使えば、先ほどの議案にもありましたが、国で軽減された子供の国保税の均等割を町独自で廃止するなど、町民の生活を守るための施策を進めることができます。町民の立場に立った施策の充実を求めて、反対討論といたします。

○議長（村田 定君） 次に賛成討論はありますか。6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） 6番、森野です。議案第2号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）について、賛成討論を行います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに、実績及び今後の見込みを的確に把握し、全体として適切な増額や減額の補正を計上されております。また、住民税非課税世帯などへの臨時特別給付金の給付事業、福祉センター愛の郷の空調設備の改修事業、西部地域の土地改良事業に関わる基本構想の策定事業、町道の長寿命化修繕計画の作成事業、町道、橋梁の維持修繕事業、生活環境整備対策事業に対しての繰越しの手續を適正に行われております。

以上のほかにも、事業完遂見込みなどによる補正を実施され、各事業の進捗の把握が愛荘町全体として確実に行われていることも分かりました。

今後、新型コロナウイルス感染症から住民生活を守るため、万全の対策を行っていただくとともに、本件補正予算は、令和4年度の新年度へつながる重要な補正でもあることから、引き続き適切な予算執行、予算管理をお願いし、各議員におかれましては御賛同をお願いしまして、賛成討論を終わります。

○議長（村田 定君） ほかに討論ありませんか。7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 反対討論を申し上げます。私は、この補正予算案については何ら異議はございませんが、当初予算については関わっておりません。それでも、当初予算の中には、町長の給料及び私どもが反対をすべき予算が盛り込まれておりますので、それらを含めて反対といたします。

○議長（村田 定君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村田 定君） 起立多数であります。よって、議案第2号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第20、議案第3号 令和3年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。人権政策課長。

○人権政策課長（藤居祐司君） それでは、令和3年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。補正予算書の53ページをお願いいたします。

令和3年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ840万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ841万円とする。

次に、事項別明細書の58ページをお願いいたします。歳入といたしまして、1款財産収入1項財産売払収入1目不動産売払い収入840万円の増額は、小集落地区改良事業用地の売払いによるものでございます。

59ページでございます。歳出です。3款諸支出金1項繰出金1目一般会計繰出金840万円は、用地の売払収入を一般会計に繰り出すものでございます。

以上、御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。13番、辰己保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。この土地取得造成事業特会に、今説明は受けたんですが、その説明されているその事業がいつ完遂するのか、いつを目標に立てて事業を進めているのか、その点を聞いておきます。

○議長（村田 定君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤居祐司君） この事業につきましては、施行法の法の期限切れ以

来、本年までずっと残事業として取り組んできたわけですが、やはり、相手さんとの交渉ということがありまして、本当にこう、長年の間の懸案事項となっております。地元の推進委員会とも協議をしながら進めておりますが、令和3年度から5年をめぐり、令和3年度からの5年計画ということで、5年をめぐりスケジュールを立てておりまして、これを目標に現在取り組んでいるという状況でございます。

○議長（村田 定君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第3号 令和3年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第21、議案第4号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君） それでは、議案第4号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明をさせていただきます。補正予算書の60ページをお開きください。

令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,827万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,236

万8,000円とするものでございます。

事項別明細書65ページをお開きください。今回の補正予算につきましては、令和3年度末を控え、歳入歳出ともに決算見込みを実施し、精査した結果を予算措置しようとするため、補正をお願いするものでございます。

歳入の部でございます。1款国民健康保険税1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税2,011万6,000円の増額は、コロナ禍により令和3年度の税収を減少すると見込んでおりましたが、減少に転じなかったことにより、現年度課税分として追加をするものでございます。

4款国庫支出金2項国庫補助金5目災害臨時特例補助金の74万7,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険税減免に対する特例補助金を新たに計上するものでございます。

7款県支出金2項県補助金3目保険給付費等交付金、普通交付金の1億450万円の増額は、一般被保険者療養給付費及び高額療養費の給付費見込みによるものでございます。

その下の特別交付金の166万8,000円の増額は、医療費を抑制する市町に対して交付される保険者努力支援分と、特定健康診査等負担金、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険税減免に対して特別調整交付金が交付されるものでございます。

66ページをお願いいたします。10款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金26万8,000円の増額は、一般会計繰入金として、特定健康診査等分の増額決定見込みによる追加。

その下の保険基盤安定繰入金の保険税軽減分25万8,000円の減額は、低所得者の法定軽減の交付決定見込みによる減額。

保険基盤安定繰入金の保険者支援分の127万8,000円の減額は、保険者に対する支援分の交付決定見込みによる減額。

また、その下の財政安定化支援事業繰入金12万4,000円の増額は、滋賀県の算定額の決定により追加するものでございます。

2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金の2,059万6,000円の減額は、保険税の収入額の増加に伴い繰入金を減額するものでございます。

11款繰越金1項繰越金2目その他繰越金の2,148万4,000円の増額は、前年度繰越額決定に伴い追加をするものでございます。



12款諸収入3項延滞金、加算金及び過料1目延滞金の150万円の増額は、滞納処分等による収入額が向上したことによるものでございます。

続いて、68ページをお願いをいたします。歳出の部でございます。2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費の9,000万円の増額と、その下の2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費の1,450万円の増額は、ともに実績見込みにより追加をするものでございます。

69ページをお願いをいたします。8款保健事業費2項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費1,000万円の減額は、集団健診受診者の減少と特定保健指導の実施方法の変更に伴う委託料の減額によるものでございます。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金14万6,000円の増額は、令和2年度国民健康保険保険者努力分支援交付金の精算による返還金が生じたことから、追加をさせていただくものでございます。

2項基金積立金1目財政調整基金積立金の3,362万9,000円の増額は、令和2年度繰越金を財政調整基金への積立てとするため、追加をさせていただくものでございます。

以上で、令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己 保。国保特会についてですが、まず、財政調整基金の取崩しについては、今説明があったとおり、税収の見込みが増になったことよっての取崩しをしなくてよかったと。もう少し丁寧に言えば、県の納付金が納められるかどうか。そのために、当初予算でその財源担保をしておくということを取り崩したと思うんです。一応取り崩すという予定での予算編成をされたと思うんですね。結果として増収になったから、当然取崩しはしなくて済んだという、意義の関係でいえばそうなんです。しかも、今この補正を見ても、当初予算を見ても、結果として、町から納めるのは被保険者の税金と、それから一般会計からの法定繰入れ分を県に納めるということになるわけです。そのプールで、今度給付費が下りてきます。だから、その関係だけなんです。その関係で、要するに税が見込み以上に入ってきて、結果として取崩しはなくした。ここで聞きたいのは、積み立てるのは今、今後のため

とかいうんですが、この会計で今年度の令和3年度の特会の流れで、どのような財源がこの基金に積み立てられるのか、どのような歳入歳出の関係で積立金が生まれてくるのか、ここを答弁いただきたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 住民課長。

**○住民課長（阪本 崇君）** 今、御質問あった件でございます。財政調整基金、今年度につきましては最終的に3,300万程度の積立てをすることになりました。議員の御質問の中にあつたように、基本的には県に支払う納付金分を税金で賄っているというような結果になっております。そういった中で、本来であれば、税率なり税額を下げることによって納付金の額を確保すれば、最終的にはいけるんじゃないかというような判断になるかというふうに思っているところではございますが、ただ、今般、県のほうの統一化に向けて、令和6年度以降の早い時期ということで目標をされているわけなんですけども、その税率、統一化されたときの税率にどういうふうに持っていくかによっての税率算定ということで、令和2年度から3年度については若干落とさせていただいたと、下げさせていただいたような状況になっております。

今後につきましては、基本的には財政調整基金を活用しながら税率の調整をしていきたいというふうには思っているところではございますが、令和3年度におきましては、コロナの影響による税収が減収するという見込みの中で来ていた。そういった中で増額になったということで予想を、思ったような予想では動けなかったというところ辺りで財政調整基金が積み上がってしまったというところがございますので、今後につきましては、財政調整基金をできるだけ活用したいというふうには思っているんですけども、県の統一化に向けて、その辺の動向を見ながら、財政調整基金の活用等についても検討していきたいというふうに思っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（村田 定君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番。整理をすると、結果として、今ありがたいことに税率を下げさせていただいた。平等割やったかな、そういうものも下げて、結果として被保険者の負担を軽くはしていただいた。しかもコロナで減収になるだろうという見込みで、当初予算を組み立てた。しかし、増収になると同時に、それは交付金との関係がありますから、そこだけ税収ばかりでは論じられないんですが、交付金が下りてくる。その結果、本町としては税金の、国保税の3,300万が、3,300万だけでは

ないんですが、それ以上に入ってきたということの結果が基金積立てに反映したと。だから、もうどう見ても国保の会計は入りと出ははっきりしているんですよ。税金は、とにかく県に納めなきゃならないという仕組みになってしまっている。それやったら、余剰金が生まれてくることは、基本的に考えるとないんですよ。だから、ここに余剰金が、取崩しは当然、当初予算を組む場合の財源担保ということは起こり得るだろうけど、決算期になって、それが積み立ててくるというのは、不可解な予算編成というか、会計になってくるというふうに、理論上も僕はそう思うんですよ。ですから、本当にどうあるべきなのか。確かに今、示されてきます、負担金は、県が。ですから、ちょっとそういうなんもしっかりと見据えてやっていかないと、結果としてこれ、問題が起こってくると、この仕組みは。そのことを思うんです。ちょっとどのように答弁されるのか、私はそこの会計の在り方が、特会の在り方が、矛盾が浮き彫りになってきたんじゃないかなというふうに思っているんです。ですから、質疑をしているし、それについての答弁をどのようにされるのか知りませんが、頂きたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 住民課長。

**○住民課長（阪本 崇君）** 御指摘いただいた部分等もございます。特別会計上の、もちろん国保会計だけではないかというふうには思いますけども、歳入と歳出がはっきりしているというのもしっかりしたところではございます。そういった中で今、現状としては、こういう構造での動きしかなくなってないというのも現状ではございますので、結果的に財政調整基金が積み立てられるのか立てられないのかという部分が、適正な部分かどうかというところの判断にはなるのかなというふうには思いますが、今現状のところについては、愛荘町独自でまだ現在動いている部分も多くありますので、今後を見据えた中で、収納不足とか、今後の社会情勢に応じた中での変化等も勘案しながら、また調整基金の活用についても考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思っているところでございます。

**○議長（村田 定君）** ほかに質疑ありませんか。11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 65ページなんですけど、県支出金に保険者努力支援分が、106万1,000円が当初予算よりプラスになると思うんですけども、この努力支援分というのは、この当初予算の説明を見ると、町が行う医療費適正化対策、収納率向上対策、保健事業などに係る取組などに対する交付金ということになっていま

すが、愛荘町ではどのような努力をされ、具体的にどのような面が評価されたというふうに見込んでいるのかということについて答弁をお願いします。

○議長（村田 定君） 住民課長。

○住民課長（阪本 崇君） 今回の御質問についてでございますが、努力者支援分については、県の補助金ということで、町独自が行っているもの等についての補助金が頂けるといものになっております。愛荘町については、当初予算でも上がっている内容の、結局今年度の精査という形にはなるわけなんですけども、医療費の適正化の対策というので、医療通知を発送する、また、収納率の向上対策では、収納率の向上のために臨時職員を雇用して対策を講じている。また、保健事業等につきましては、健康診査等の実質的な人数の精査というような形で交付金がされるもので、今年度精算に伴う交付金の補正額になっておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（村田 定君） ほか、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。反対討論をします。

議案第4号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）に反対します。

この補正予算は、令和3年度の特別会計における決算見込みによる精査です。国保税歳入2,011万6,000円を補正増額されていますが、内訳は、医療分は1,286万2,000円、介護分は208万8,000円、後期高齢支援分は516万6,000円です。一般会計繰入れ分は、県の国保事業統一化によって、職員給与を除けば法定繰入れしか行っていません。その法定繰入れ分は、保険税の増収により減額補正されています。保険税の増収によって、財政調整基金繰入金も当初財源担保としていた額を全額繰戻しされています。その額2,059万6,000円です。

なお、令和2年度の繰越金は2,599万3,000円です。財政調整基金は補正前、4万円から3,362万9,000円、増額補正されています。国保税医療分と一般会計の法定繰入金は、県に納付され、県から全額保険給付費が交付されます。国民健康保険特別会計は、当初予算から、職員の給与等の法定外繰入れは約4,000万円です。基金繰戻し2,059万円と基金積立金3,362万円、合わせて5,421万円です。

職員等の一般財源は税金から拠出しています。以前、国保会計への一般会計からの繰入れを町民の税金の二重払いになっていると、繰入れが悪のよう言い続けてきたのではないですか。県の統一化によって、収入約200万以下が約8割を占める国保被保険者などを含めて、二重の税金を支払っていただいていることにはならないのか。この不可解な現象を起こしていることを厳しく指摘して、反対討論といたします。

○議長（村田 定君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立多数です。よって、議案第4号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第22、議案第5号 令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君） それでは、議案第5号 令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の70ページをお開きください。令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ701万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,117万2,000円とするものでございます。

事項別明細書75ページをお開きください。今回の補正予算につきましては、令和3年度末を控え、歳入歳出ともに決算見込みを実施し、精査した結果を予算措置しよ

うとするため、補正をお願いするものでございます。

まず、歳入の部でございます。1款保険料1項後期高齢者医療保険料2目普通徴収保険料632万2,000円の増額は、被保険者数の増加により追加をさせていただくものでございます。

2節滞納繰越分の22万1,000円の増額は、滞納繰越額の確定に伴い追加をさせていただくものでございます。

2款使用料及び手数料1項手数料1目総務手数料5,000円の増額は、実績見込みによるものでございます。

4款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金5,000円の減額につきましても、決算見込みによる追加でございます。

2目保険基盤安定繰入金5万8,000円の増額は、後期高齢者医療広域連合の決定により増額をさせていただくものです。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金41万5,000円の増額は、前年度繰越額の確定に伴い追加をするものでございます。

76ページをお願いいたします。歳出の部でございます。2款広域連合納付金1項広域連合納付金1目の広域連合納付金701万6,000円につきましては、町の負担金が確定したことにより、追加をさせていただくものでございます。

以上、令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（村田 定君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第5号 令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第23、議案第6号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君） それでは、議案第6号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。補正予算書の77ページをお開きください。

令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,885万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,578万8,000円とするものでございます。

事項別明細書83ページをお開きください。今回の補正予算につきましては、令和3年度末を控え、歳入歳出ともに決算見込みを実施し、精査した結果を予算措置しようとするため、補正をお願いするものでございます。

まず、歳入の部でございます。1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料1節現年度分651万3,000円の増額は、普通徴収対象者の増加見込みにより、追加をさせていただくものでございます。

2節滞納繰越し分26万6,000円の増額は、滞納保険料収納額の実績見込みにより追加をさせていただくものでございます。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金42万8,000円の増額は、保険給付費の増額に伴う負担割合分を追加するものでございます。

2項国庫補助金1目調整交付金56万円は、保険給付費の増額に伴う負担割合分の追加でございます。同じく2目事務費交付金37万8,000円の減額は、介護保険システム改修費の事務費補助率の変更に伴い減額をさせていただくものでございます。

4目地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)24万5,000円の減額は、該当事業の実績見込みの減額に伴う負担割合分を減額するものでございます。

その下、5目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）89万9,000円の増額につきましても、当該事業の実績見込みに伴う負担割合分を追加させていただくものでございます。

8目介護保険災害等臨時特例補助金9万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響により減免をさせていただきました介護保険料の6割分が交付されることから、追加をさせていただくものでございます。

9目特別調整交付金4万1,000円の増額は、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響により減免をいたしました介護保険料の4割分が交付されることから追加をさせていただくものでございます。

84ページをお願いいたします。4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目の介護給付費交付金371万円の増額は、保険給付費の増額に伴う負担割合分として追加をさせていただくものです。

2目地域支援事業支援交付金96万9,000円の増額は、こちらも地域支援事業の増額に伴う負担割合分として追加をするものでございます。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金404万円の増額は、保険給付費の増額に伴う、こちらも負担割合分を追加するものでございます。

2項県補助金2目地域支援事業交付金（包括支援事業・任意事業）12万3,000円の減額は、当該事業の実績見込みに伴います負担割合分を減額するものでございます。

3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）45万円の増額は、こちらも該当事業の実績見込みの増額に伴いまして、負担割合分を追加するものでございます。

8款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金171万7,000円の増額は、保険給付費の増額に伴う負担割合分を追加するものでございます。

2目その他一般会計繰入金203万9,000円の減額は、事務費の減額見込みにより減額をさせていただくものでございます。

85ページをお願いいたします。4目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）117万8,000円の増額につきましても、事業の実績見込みに伴う負担割合分を増額するものでございます。

5目の低所得者軽減対策公費負担繰入金92万9,000円の減額は、低所得者保険



料軽減負担分の交付決定に伴い減額をさせていただくものです。

6目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）44万8,000円の増額は、こちらも、該当事業の実績見込みに伴いまして負担割合分を追加するものでございます。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金106万5,000円の増額は、給付費の増額見込みなどにより、第1号被保険者の負担分として徴収している保険料収入に不足が生じることから追加をするものでございます。

10款諸収入3項雑入6目返納金19万5,000円の増額は、不当利得による介護報酬の返還金、所得更正等に伴う介護給付費の返還金を追加するものでございます。

86ページをお願いいたします。歳出の部でございます。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費95万円の減額については、地域包括支援センター事業における人件費等の実績見込みによるものでございます。

2項徴収費1目賦課徴収費54万4,000円の減額は、保険料の徴収に係る事務費の実績見込みによるものでございます。

3項認定審査会費1目認定審査会費41万7,000円の減額は、審査会委員の報酬費等の実績見込みによるものでございます。

2目認定調査等費39万4,000円の減額は、認定調査における主治医意見書の実績見込みによるものでございます。

4項運営協議会費1目運営協議会費11万2,000円の減額は、会議開催日数が減ったことに伴う委員報酬の不用分によるものでございます。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費1,569万8,000円の減額。その下、3目の地域密着型介護サービス給付費1,622万9,000円の減額、5目の施設介護サービス給付費4,212万4,000円の増額、9目居宅介護サービス計画給付費179万7,000円の減額。以上は、それぞれのサービス実績に見込みにより、補正をお願いするものでございます。

2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費151万2,000円の増額、3目地域密着型介護予防サービス給付費13万9,000円の増額、7目介護予防サービス計画給付費72万5,000円の増額、予防サービス実績の見込みによるものでございます。

3項でございます。3項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費219万5,

000円の増額、5項のその他諸費1目審査支払手数料1万1,000円の増額は、実績見込みによるものでございます。

6項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費431万8,000円の増額は、令和3年8月に制度改正があったことに伴う実績見込みによるものでございます。

4款でございます。4款地域支援事業費2項包括的支援事業・任意事業6目任意事業費158万円の増額は、介護用品備品購入事業、おむつの助成でございますが、増額によるものでございます。

7目在宅医療・介護連携推進事業費9万円の減額は、医・歯・薬連携会議の開催日数が減ったことに伴います医師等への報償費の不用分によるものでございます。

9目認知症総合支援事業74万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、事業の縮小、研修会の中止等に伴う実績見込みによるものでございます。

10目地域ケア会議推進事業費8万8,000円の減額は、会議の中止に伴う委員への報償費の不用分によるものでございます。

続いて、90ページをお願いをいたします。3項介護予防・生活支援サービス事業費1目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号事業）でございますが、456万9,000円の増額は、総合事業の給付実績見込みによるものでございます。

2目の介護予防ケアマネジメント事業費29万8,000円の減額は、総合事業対象者へのケアプラン作成の実績見込みによるものでございます。

4項一般介護予防事業費1目一般介護予防事業費68万6,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う出前講座等の中止に係る実績見込みによるものでございます。

5項その他諸費1目審査支払手数料8,000円の増額は、利用件数の実績見込みによるものでございます。

6款諸支出金2項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金28万3,000円の減額は、国からの特別調整交付金及び低所得者保険料軽減負担金の過年度分の会計処理によるものでございます。

次のページ、92ページにつきましては、補正後の特別職給与費明細書でございます。

93ページから95ページにつきましては、補正後の一般職給与費明細書でございます。

以上で、令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（村田 定君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番、瀧すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧です。私は、ちょっと介護サービス等諸費のところで質問させていただきます。

これ見ますと、施設介護サービス給付事業が4,212万4,000円が増額になっていて、それから、あとそれぞれ居宅介護サービスとか地域密着型サービスは1,500万とか1,600万ぐらいの単位でマイナスになってるんです。それで、今度の4年度の当初予算を見させてもらっても、その増額というのは、施設介護サービスのほうが、この3年度より増額になっていたりしますね。どういう傾向があるのかという状況について、この補正予算上で構いませんので、答弁をお願いします。

**○議長（村田 定君）** 福祉課長。

**○福祉課長（田中孝幸君）** 今ほどの瀧議員の御質問の87ページ、介護給付費の介護サービス等諸費の各サービスごとの施設におけます増減という部分の考え方というか、計上の理由につきまして御説明させていただきます。

御承知のように、介護保険のほうは3年ごとに計画を立てておきまして、この令和3年度につきましては、第7期計画の初年度ということになります。その計画を立てました、計画上の各給付費に基づいて、この各サービス給付費を当初予算は計上させていただきました。そうした中で、今の現状の各サービスを積み上げ、そしてまた見込みを出した結果、今回の補正の内容というようになったものでございます。

以上です。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** これは全く私の臆測というか推測なんですけれども、つまり、施設介護サービスのほうが多くなってきているというのは、介護度の重度化と進んでいるのかどうなのかということの思うわけですけど、どうなのでしょうか。

**○議長（村田 定君）** 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 施設介護サービス費のほうが増えておるといふ部分につきましては、ここのサービス内容的には、特別養護老人ホームの経費、そして、また老健施設の費用もここに入っておりますので、家族介護の部分と、そして、またここの施設での介護のほうのバランスを見ながら、それぞれがケアマネさんに相談しながら対応されているという状況ではあります。施設につきましては、やっぱり空きがないことには利用できないという関係もございます。そして、また町内には、地域密着型は1施設ありますが、ほか等は広域型ということにもなりますので、その辺、小さい町においてはなかなか利用を、うまく入れたところによりますと、給付が伸びている時期等もございますので、なかなかこの辺の管理をしていくのは難しいという状況でございます。

○議長（村田 定君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。本案は原案のとおり決定に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 全員起立であります。よって、議案第6号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第24、議案第7号 令和3年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） それでは、議案第7号 令和3年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。補正予算書の96

ページをお開きください。この下水道の補正でございますが、決算見込みの精査による補正を行ったものでございます。

第1条、令和3年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度愛荘町下水道事業会計補正予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず、収入、第1款下水道事業収益です。既決予定額が12億1,516万円、補正予定額1,295万5,000円の減額、計12億220万5,000円でございます。

支出です。第1款下水道事業費用既決予定額10億5,974万2,000円、補正予定額1,277万5,000円の減額、計10億4,696万7,000円でございます。

次に、97ページを御覧ください。第3条、令和3年度愛荘町下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款資本的収入既決予定額5億5,934万2,000円、補正予定額2,733万9,000円の減額、計5億3,200万3,000円でございます。

支出です。第1款資本的支出既決予定額8億7,187万6,000円、補正予定額2,733万8,000円の減額、計8億4,453万8,000円でございます。

この2条、3条の内訳について御説明申し上げます。98ページをお開きください。

第2条関係の収益的収入及び支出でございます。収入、第1款下水道事業収益として、補正予定額1,295万5,000円の減額となりますが、その主な説明としまして、1項営業収益1目下水道使用料1節下水道使用料でございます。1,629万9,000円の追加。

次に、2項営業外収益2目他会計補助金1節他会計補助金2,951万8,000円の減額となります。これは一般会計の繰入金でございます。

次に、99ページを御覧ください。支出です。第1款下水道事業費用補正予定額1,277万5,000円の減額です。主な説明ですが、1項営業費用2目総係費330万1,000円の減額でございます。事業実績の精査による減額でございます。

次に、2項営業外費用2目消費税及び地方消費税1節消費税及び地方消費税367万9,000円の減額。消費税の確定申告及び消費税中間申告、納付による差額を減額するものでございます。

次に、100ページのほうをお開きください。第3条、資本的収入及び支出でございます。収入、第1款資本的収入として、補正予定額2,733万9,000円の減額となりますが、その主な説明としまして、1項企業債1目建設改良費等企業債2,470万円の減額でございます。その内訳としまして、1節公共下水道事業債1,830万円の減、2節流域下水道事業債550万円の減、3節資本費平準化債の減、90万円となります。

次に、101ページを御覧ください。支出です。第1款資本的支出補正予定額2,733万8,000円の減額です。主な説明ですが、1項建設改良費1目管渠築造費2,138万5,000円の減額です。その内訳としまして、1節委託料338万5,000円の減、2節工事請負費1,800万円の減といたしました。

少し戻っていただきまして、97ページのほうをお開きください。中段、企業債の補正、第4条でございます。令和3年度愛荘町下水道事業会計予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおりと変更します。

公共下水道事業債、既決予定額3,100万円、補正予定額1,830万円の減、計1,270万円。

流域下水道事業債、既決予定額6,910万円、補正予定額550万円の減、計6,360万円。資本費平準化債、既決予定額2億8,370万円、補正予定額90万円の減、計2億8,280万円でございます。

第5条は、下水道事業の営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額とし、4億8,795万4,000円とするものであります。

添付資料としまして、102ページにはキャッシュフローの計算書、103ページには予定貸借対照表を添付しております。

以上、御審議賜りますようお願いいたします。

**○議長（村田 定君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第7号 令和3年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（村田 定君） 暫時休憩をいたします。再開は午後1時10分といたします。

休憩 午後0時04分

再開 午後1時10分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（村田 定君） 日程第25、議案第8号 令和4年度愛荘町一般会計予算を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） それでは、議案第8号 令和4年度愛荘町一般会計予算を説明をさせていただきます。別冊の令和4年度予算書、ブルーの表紙でございますけれども、それとともに、別冊、令和4年度当初予算の概要というのがございます。2つ用いまして、説明をさせていただきます。

まず最初、ブルーの表紙でございます。予算書のほうからお願いをしたいと思います。1ページでございます。概略を申し上げます。

令和4年度愛荘町の一般会計予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出の予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ110億9,400万円と定める。

2項、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、第1表 歳入歳出予算書によります。

債務負担行為につきましては、第2条でございます。地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為によります。

地方債でございます。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法については、第3表の地方債によります。

一時借入金でございます。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

歳出予算の流用でございます。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用というところでございます。

続きまして、2ページ、歳入歳出予算書となっております。御覧いただきたいのは、8ページのほうをよろしくお願いをしたいと思います。

第2表 債務負担行為でございます。事項といたしまして、4つございます。

まず、1つ目でございますけれども、滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補償、期間につきましては、令和5年度から令和16年度までとなっております。限度額につきましては、実質損失額の10分の8について、120万の範囲内でその損失を補償するとなっております。

2つ目でございます。いのち支え愛プラン（第2期）策定業務、令和5年度の期間となっております。限度額が220万4,000円でございます。農業振興地域整備計画策定業務、令和5年度、391万6,000円。

4つ目、豊郷町建設事業負担金、令和5年度、6,600万円となっております。

続きまして、9ページの第3表 地方債でございます。起債の目的から6つございます。上からでございますけれども、臨時財政対策債、限度額が1億4,300万。合併特例債4億4,470万。公共事業等債4,530万。地方道路等整備事業債4億1,510万。緊急自然災害防止対策事業債4,400万。学校教育施設等整備事業債4億5,970万。合計といたしまして、15億5,180万となっております。

いずれにしても、起債の方法は証書借入、利率については5.0%以内となっております。償還の方法については記載のとおりでございます。

次、10ページでございます。歳入歳出予算事項別明細書となっておりますけれども、この部分については、令和4年度の当初予算の概要書により説明をさせていた



だきたいと思います。

それでは、令和4年度の当初予算概要のほうを御覧いただきたいと思います。

まず、1ページでございます。1つ目、令和4年度当初予算の考え方をお示しをさせていただきます。令和4年度は、第2次愛荘町総合計画前期基本計画の最終年でありまして、総合計画に掲げるめざすまちの姿「愛着と誇り。人とまちが共に輝くみらい創生のまち。」の実現に向けまして、重点戦略であります「ひとづくり」「しごとづくり」「まちづくり」の3つのプロジェクトの推進に必要な施策に対し、重点的に予算を配分いたします。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、ウィズコロナ下での社会経済活動の再開に向けた対応と、次なる危機への備えを引き続き図るなど、地域の実情に応じた効果的、効率的できめ細かな施策を国の補正予算等を活用しながら講じることといたします。

未来を担う人材の育成に向けまして、子供たちが基礎的な学力を身につけ、自らの目標に向かって将来を切り開いていける力を養うための教育環境の充実、GIGAスクール構想のもと、タブレット端末などを活用したICT教育を推進するとともに、安心して子供を産み育てることができるよう、子供、子育て、家庭を社会全体で支援する施策を推進をさせていただきます。

健康寿命の延伸のため、健康で自立、自活した生き方に意識を向けた取組を推進をします。また、安心、安全なまちづくりの実現に向けまして、計画的な道路整備を進めるとともに、管理不全な空き家等の適正管理をはじめ、移住施策等と連携した空き家、空き店舗対策を促進し、居心地が良く歩きたくなるまちづくりの具現化に向けた取組を推進させていただきます。

さらに、ICT等様々な情報媒体や愛荘町ふるさと大使を効果的に活用させていただいて、愛荘町の魅力を町内外に発信する施策を行いまして、自主財源を確保するため、返礼品や寄付目的等に創意工夫を凝らして、ふるさと納税額のアップにつながる取組を行うとともに、町のPRにもつなげていきたいと考えております。

地域生活において、自治会組織の果たす大きな役割に鑑みまして、近隣住民が顔を合わせて言葉を交わせる地域の構築や活性化に向けた施策を推進をします。

以上、予算化に向けての考え方とさせていただいているところでございます。

続きまして、概要書の2ページをお願いいたします。2番のところ、当初予算規模というところの説明をさせていただきます。一般会計予算につきましては、先ほ

ども言わせていただいたように、110億9,400万円となっております。前年度当初予算と比較しますと11億2,500万円、11.3%の増加となっております。一般会計と特別会計を合わせた予算規模は147億5,053万8,000円となっております。前年度予算と比較いたしますと12億8,352万円、9.5%の増加となっております。

下水道事業会計は18億6,084万5,000円で、総予算規模は166億1,138万3,000円となっております。

続きまして、1ページ飛びまして、4ページのほうをお願いいたします。ここからが一般会計歳入歳出の概要となっております。

まず、(1)歳入、町税でございますけれども、令和4年度の町税は29億7,962万円、前年度対比といたしまして0.7%、2,214万1,000円の増を見込んでおります。

個人町民税は10億1,049万円となっております。前年度対比2.6%、2,556万7,000円の増となっております。

法人町民税は1億9,693万円となっております。前年度対比5.7%の減、1,191万円の減となっております。固定資産税は、土地、家屋及び償却資産を合わせまして15億4,400万円で、前年度対比0.1%、100万円の増となっております。

軽自動車税は、種別割と環境性能割を合わせまして8,820万、前年度対比15.0%、1,148万4,000円の増となっております。

たばこ税につきましては1億4,000万円で、前年度対比2.8%の減、400万円の減と見込んでおります。

下の表につきましては、前年度との比較表となっております。

続きまして、5ページについては町税の年度別の推移を上げさせていただいているところでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。こちらにつきましては、収入一覧となっております。

まず、上からでございますけれども、町税というところで、増減を中心に説明させていただきます。前年度対比で2,214万1,000円、0.7%の増となっております。先ほどの資料からの部分でございます。

次、2つ目の地方譲与税からずっと下へ行きまして、地方特例交付金までの部分につきましては、国の地方財政計画及び滋賀県全体収入の推計等に基づいて積算をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

地方交付税につきましては1億2,000万円の増、率でいきますと5.2%の増となっております。

3つ飛ばしまして、国庫支出金でございますけれども、2億6,161万9,000円、24.6%の増となっております。

7ページに概略が上がっております国庫支出金の増の理由ですけれども、愛知中学校等大規模増改築事業の財源である学校施設環境改善交付金または新型コロナウイルスワクチン接種事業の財源であります体制確保事業補助金、接種事業負担金、それと町道愛知川栗田線、道路改良事業の財源であります社会資本整備総合交付金の増によりまして増額となっております。

続きまして、その下の県支出金でございます。8,522万9,000円の増ということで、13%増となっております。これの理由につきましては、西部地域土地改良事業の財源であります土地改良事業補助金（西部地域）また、参議院議員・県知事・県議会議員選挙事業の財源であります市町交付金の増等によりまして増額となっております。

2つ飛びまして、繰入金につきましては4億5,386万4,000円、104.5%の増となっております。

一番下の地方債につきましては、1億7,030万ということで12.3%増となっております。その説明といたしまして、合併特例債、学校教育施設等整備事業債を活用した中学校の大規模増改築事業、公共事業等債・地方道路等整備事業債を活用した町道愛知川栗田線の道路改良事業、緊急自然災害防止対策事業債を活用した歌詰橋耐震補強工事等に係ります増ということの前年度増となっておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

続きまして、8ページのほうをお願ひをいたします。(2)歳出、目的別となっております。主なものを説明させていただきます。

上から2つ目の総務費でございます。増減で説明させていただきます。9,211万5,000円、7.6%の前年度対比増となっております。理由につきましては、表の下の部分でございます。総務費、電算システム開発業務、近江鉄道線活性化再生協

議会負担金、ネットワークセキュリティ強靱化対応機器購入、会計年度任用職員の増等により増額となっております。

続きまして、表の民生費の部分でございます。4,430万4,000円、1.5%の増となっております。これにつきましては、障害児施設等給付事業、保育補助者雇上強化事業費補助金の増等による増額となっております。

続きまして、表のその下の部分、衛生費でございます。7,437万7,000円、10.7%の増につきましては、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業、湖東広域衛生管理組合負担金の増等による増額となっております。

表では、1つ飛ばします。農林水産業費で9,802万8,000円、58.6%の増となっております。これは、西部地域土地改良事業の増により増額となっております。

次、1つ飛ばしまして、土木費でございます。2億820万7,000円、18.9%の増となっております。土木費については、町道愛知川栗田線道路改良工事移転補償費または用地取得費、歌詰橋耐震補強工事に伴う豊郷町建設事業負担金、道路維持補修工事の増等による増額となっております。

次に、表の1つ飛ばしまして、教育費でございます。5億6,302万7,000円、27.4%の増となっております。これは、御承知のように愛知中学校等の大規模増改築事業、給食調理・配送等業務、それと、学校用端末リース料等の増によるものでございます。

次、交際費については、3,477万3,000円で、3.7%の増となっております。これについては学校教育施設等整備事業債、合併特例債等の償還開始に伴う元金償還の増によるものでございます。

以上が歳出の概略説明となっております。

9ページについては、性質別の歳出となっております。

続きまして、10ページをお願いをしたいと思います。(3)基金の推移でございます。表で御説明をさせていただきます。一般会計、基金の状況でございますけれども、基金については、御承知のように財政調整基金含めて13の基金というところでございます。

合計で説明をさせていただきますと、令和2年度の年度末残高については46億3,697万8,000円となっております。令和3年度の見込み、これについては3

月補正後の数字でございます。取崩しについては1億8,020万円、積立てについては4億8,116万7,000円となっておりまして、年度末見込みが49億3,794万5,000円となっております。

今回、令和4年度の予算でお願いする部分でございます。取崩しについては、8億8,802万4,000円。積立てについては1億2,361万円。年度末残高見込みについては41億7,353万1,000円とさせていただいているところでございます。

続きまして、11ページについては、令和4年度予算の特定目的基金を充当する事業をお示しのほうをさせていただいております。一般会計基金と特別会計基金に分けて表記をさせていただいております。

続きまして、12ページでございます。基金の年度別残高推移のほうをお示しのほうをさせていただいております。また、御確認をよろしく申し上げます。

13ページについては、(4)地方債残高の推移ということでございます。これについても、表のほうで御説明をさせていただきます。一般会計、下水道事業会計、それぞれございまして、一般会計につきましては、令和3年度見込みで年度末残高予定が126億3,237万8,000円となっております。今回、令和4年度予算というところで、借入額が15億5,180万、元金償還額が8億8,669万4,000円となっておりまして、年度末見込みが132億9,748万4,000円というところで見込んでおります。

下水道事業会計につきましては、3年度の見込みについては77億8,197万7,000円。令和4年度の予算でいきますと、借入額が3億2,620万、元金償還額が7億6,747万5,000円、年度末残高見込みが73億4,070万2,000円となっております。

その下の表につきましては、令和4年度に借入れ予定の地方債及び充当先事業というところになってございます。一般会計でございます。

14ページが地方債の年度別残高推移となっております。

それと、15ページにつきましては、予算編成にするときに用います基礎数値というところがございます。

あと、16ページから27ページにつきましては、各予算特別委員会におきまして、各所属長より説明のほうをさせていただくというところがございますので、ちょっとお願いしたいと思っております。ただ、令和4年度の重点施策につきましては、基本的に、

前年度からの継続事業が主となっておりますので、よろしくお願いをしたいと思ひます。

最後に、予算書を申し訳ないですけれども、もう一度御覧いただきたいと思ひます。予算書の142ページをお願いをします。

予算書の142ページから147ページまでが給与費明細書となっております。148ページから150ページまでが債務負担行為で、当該年度以降の支出予定額等に関する調書となっております。

それと、151ページについては、こちらは地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書となっておりますので、よろしくお願いをしたいと思ひます。

以上で、概略のほうを説明をさせていただきました。令和4年度当初予算の概要の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

**○議長（村田 定君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第8号 令和4年度愛荘町一般会計予算を予算・決算特別委員会に付託したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 異議なしと認めます。よって、議案第8号 令和4年度愛荘町一般会計予算は、予算・決算特別委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託

**○議長（村田 定君）** 日程第26、議案第9号 令和4年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。人権政策課長。

**○人権政策課長（藤居祐司君）** それでは、議案第9号 令和4年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算について説明をさせていただきます。予算書の152ページをお願いいたします。

令和4年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1万円と定める。

この事業につきましては、同和対策事業において町が不良住宅等の用地を買取りを行いまして、区画整理等も実施し、整備した用地の売払い処分を行うものでございます。

事項別明細書といたしまして、157ページをお願いいたします。歳入といたしまして、1款財産収入1項財産売払収入1目不動産売払収入9,000円、4款諸収入1項預金利子1目預金利子1,000円でございます。

158ページ、歳出でございます。1款公共事業用地取得事業費1項公共事業用地取得事業費1目公共事業用地取得事業費9,000円、3款諸支出金1項繰出金1目一般会計繰出金1,000円でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

**○議長（村田 定君）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第9号 令和4年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算を総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村田 定君）** 異議なしと認めます。よって、議案第9号 令和4年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算を総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎議案第10号～12号の上程、説明、質疑、委員会付託

**○議長（村田 定君）** 日程第27、議案第10号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算から日程第29、議案第12号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計予算までを一括議題にします。本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

**○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君）** それでは、議案第10号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。予算書の159ページをお開きください。

令和4年度愛荘町の国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億8,600万円と定めるものでございます。

第2条では、歳出予算の流用について定めるものでございます。

以下、歳入歳出予算の詳細につきましては、教育民生常任委員会におきまして、所管課長から御説明をさせていただきますので、私のほうからは、概要のみ御説明申し上げます。令和4年度当初予算概要の275ページをお開きください。

まず、事業の目的と事業概要でございます。国民健康保険制度は、国民皆保険体制を実現するための医療保険における最後のセーフティネットの役割を担っております。平成30年度からは、滋賀県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や事業運営の中心的な役割を担っており、医療給付や介護納付金などを支払い、その財源としては、国や県の公費と市町からの納付金により運営をされております。町では、県が定めた納付金を納めるために、県から示された標準保険料率を参考に保険税率を決定し、賦課徴収を行うほか、地域に密着した事業を行っております。

令和4年度は、県への納付金が減額となりましたが、県下保険料率の統一化を令和6年度以降の早い時期を目標とされていることから、今後大きく税率が引き上げられていく可能性があり、国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申を尊重し、保険税率を維持することといたしました。

保健事業では、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、特定健康診査及び特定保健指導を行っております。第2期データヘルス計画に基づき、さらなる生活習慣病の発症予防、重症化予防や生活習慣の改善を図ることにより、被保険者の医療費の抑制、健康寿命の延伸に資するものとして、特定健康診査の受診率の向上、生活習慣病予防に関する啓発と特定保健指導の充実、高い実施率の維持に努めてまいります。

本予算につきましては、被保険者数3,709人で見込み、歳入歳出とも前年度比較1億1,137万7,000円の増額しました18億8,600万円の予算規模で見込ませていただきました。

主な歳入については、国民健康保険税が3億3,317万1,000円、県支出金が



13億9,351万3,000円、繰入金が1億5,416万1,000円となっております。

続いて、主な歳出についてでございます。総務費が4,002万2,000円、保険給付費は、滋賀県において試算された医療給付費などにより13億6,789万1,000円、納付金においても、滋賀県の試算により4,613万2,000円、保健事業費は2,987万2,000円となっております。

主な事業としましては、保険給付事業、人間ドック健診費助成事業、特定健康診査等事業の3つの事業を掲げております。

また、予算書のほうでございますけれども、176ページは特別職の給与明細書、177ページ以降については、一般職の給与費明細書でございます。

続きまして、議案第11号 令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。予算書につきましては、182ページをお開きください。令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,268万2,000円と定めるものでございます。

以下、歳入歳出予算の詳細につきましては、教育民生常任委員会におきまして、所管課長から御説明申し上げますので、私からは概要のみ御説明をさせていただきます。

令和4年度当初予算概要の296ページをお開きください。

まず、事業の目的と事業概要でございます。平成20年4月より、後期高齢者医療制度が創設され、保険料の賦課決定や給付業務は、都道府県ごとに設置をされました広域連合が行い、市町村は特別会計を設けて、保険料の徴収、収納業務と窓口業務を担っております。

全ての加入者に保険料を納めていただきますが、所得が一定以下の人には保険料の軽減特例がございます。均等割額の軽減割合は7割、5割、2割となっております。保険料率については、令和4年度、令和5年度を第8期保険料として、滋賀県下では所得割が8.7%、均等割4万6,160円で、賦課限度額を66万円といたしております。

今後も、広域連合と一層の連携を図り、事業運営を進めるとともに、被保険者の目線できめ細やかな対応に努めてまいります。本予算につきましては、被保険者数2,

399人で見込み、歳入歳出とも前年度比較1,881万6,000円の増額いたしました2億2,268万2,000円の予算規模で見込ませていただきました。

主な歳入については、保険料は、広域連合の試算により1億6,864万5,000円、繰入金が5,387万2,000円となっております。

続いて、主な歳出についてでございますが、総務費が870万7,000円、広域連合納付金は、保険料と保険基盤安定分の合算により2億1,381万5,000円となっております。

主要な事業といたしましては、一般管理事業、徴収事業、保険料等負担金事業の3事業を掲げております。また、予算書でございますけれども、192ページ以降につきましては、一般職の給与費明細書でございます。

続きまして、議案第12号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計予算について御説明を申し上げます。予算書は197ページになります。

令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億4,784万6,000円と定めるものでございます。

第2条では債務負担行為、第3条では歳出予算の流用について定めているものでございます。こちらにつきましても、歳入歳出予算の詳細につきましては、教育民生常任委員会におきまして、所管課長から御説明を申し上げます。

私のほうからは、概要のみ御説明させていただきます。概要書の303ページをお開きください。

まず、事業の目的と事業概要でございます。第8期介護保険事業計画では、第6期及び第7期計画の取組を引き継ぎ、愛荘町ならではの地域共生社会の実現に向けて、2025年、さらには2040年を見据えた地域包括ケアシステムの深化、推進に取り組んでまいります。介護予防活動については、引き続き充実していくこととし、1つ目に、中年層からの切れ目ない介護予防活動の普及、2つ目に、認知症施策と医療・介護連携の総合的推進、3つ目に、地域での交流・支え合い活動の促進、以上の3つを重点目標に掲げ、限られた資源を有効に活用し、施策と事業を展開してまいります。

令和4年度は、第8期、介護保険事業計画の2年目であり、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中ではございますが、計画目標を達成できるよう、感染防止対策を講じながら、着実に事業を展開してまいります。

第8期介護保険事業計画では、1、介護予防の充実、2、認知症施策の推進、3、在宅介護支援の充実、4、医療・看護・介護の連携強化、5、地域における生活支援・見守り体制の充実、6、生きがいくくりと余暇活動の充実、7、包括的な支援体制の構築、以上の7つの施策に基づき、事業を展開してまいります。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、住み慣れた地域で、できる限り自立した生活が送れるよう、支援体制の深化、推進を図るとともに、要介護状態になることを予防するための活動に力を入れてまいります。

本予算につきましては、前年度比較2,832万7,000円増額をいたしまして、15億4,784万6,000円の予算規模で見込ませていただきました。主な歳入については、保険料が3億3,583万5,000円、国庫支出金が3億4,661万8,000円、支払基金交付金が3億8,942万9,000円、県支出金が2億1,497万5,000円、繰入金が2億6,093万2,000円となっております。

歳出でございますが、総務費が4,512万9,000円、保険給付費は14億1,021万3,000円、地域支援事業費は9,148万2,000円となっております。

また、予算書の222ページは、特別職の給与費明細書、223ページ以降については、一般職の給与費明細書でございます。

以上で、3つの特別会計についての御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（村田 定君）** これより議案第10号に対する質疑を行います。11番、瀧すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧です。今、説明がありましたように、その概要の説明の中の説明をされたわけですが、その中で令和6年度以降の早い時期を目標として県下保険料率の統一化が行われるということが書いています。そして、県から示された標準保険料率を参考に、市町の保険料、保険税率を決定するとも書いてあります。こういうことは、本当に今までと違って大きなこと、そして、統一化ということになれば、この私たちのような小さい町は、ここに書いていますように、保険料が引上げになるということが懸念されるわけです。こういうふうに、ここに書いてあるだけじゃなくて、こういうことにならないように町として努力していただかないと、本当に大変なことになると思います。

ですから、お聞きしたいのは、標準保険料率がどうなっているのかということ、そ

して、それに参考にして市町の保険税率を決定するというんですけど、どういうふう  
に考えておられるのか。

そして、求めたいことは、統一化ということになって、そういう前に市町の独自性  
が発揮されるという、そういうことをやっぱり県に実行してもらうように、町として  
しっかり働きかけていただきたいということを思いますけれども、答弁をお願いいた  
します。

○議長（村田 定君） 住民課長。

○住民課長（阪本 崇君） 今、御質問いただいた件でございます。

まず、令和6年度以降の早い時期ということでも、県の運営方針のほうになってお  
ります。そういった中で、各市町の中で、滋賀県の各市町、寄り添った中で、どうい  
った意見があるのかとか、今現在も調整しているところがございますので、6年度以  
降の早い時期という部分については、明確にまだ示されてはございませんけども、各市町  
の意見の中で、県統一化を目指して調整をしているというところがございますので、  
愛荘町の独自性という部分というのがどういった部分かというのはちょっと、不透明  
なところはございますけども、滋賀県の中でどういった形がいいのかという部分で調整  
を行っておりますので、御理解いただけたらというふうに思っております。

それと、県の標準税率というものを参考にとということで、税率のほう、決めさせて  
はいただいているわけではございますが、今現在の滋賀県が、愛荘町の場合こうい  
った税率だったらいいんじゃないのかという税率を示していただいているものがござ  
いますので、それにできるだけ近いような状態で税のほうの決定をしているところ  
でございますので、参考にするというような形にはなっておりますけども、愛荘町の今  
までの保険税率の推移等も踏まえながら決定している状況でございますので、よろし  
くお願いいたします。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江、今そう答弁いただきましたけれど  
も、やはりちょっと私の感想として、今お聞きした感想としては、結局、県がするこ  
とだからまだ分からないし、町としてはそれに従うしかないというような意味に聞こ  
えますので、やはりまだこれから何年か後になりますので、町として町民の負担が増  
えないように、そういうことを、その話合いの場所に出向いているのは行政なんで  
すから、その場所で町民の負担の増えないように意見を言っていただいて、それでや

はりそういうふうには、独自性が持っていていただきたいということを要請させていただきたいと思っておりますので、答弁をお願いします。

○議長（村田 定君） 住民課長。

○住民課長（阪本 崇君） 今回の御質問でございます。誤解があったかというふうに思いますが、私のほうが、県の統一化に向けて、各市町が今現状として調整をしている状況ということでございますので、県が全てを進めているというわけじゃございませんので、そこは御理解いただけたらなというふうに思います。

現状、19市町が1つの国保の主体として、今後、予定されているわけでございますので、各市町の意見を調整している中で今、進んでおりますので、愛荘町だけの意見が通る、通らないという部分についてはなかなか難しいのかなというふうに思いますので、その点も御理解いただけたらというふうに思います。

○議長（村田 定君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） これで質疑を終わります。

次に、議案第111号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第112号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。こちら、先ほど提案していただきました説明文書がありますので、そこに基づいて質疑させていただきます。コロナ禍で、認知症に対する取組を今まで以上に強力に進める必要があるということで、3つの重点目標を掲げておられて、それに対する施策と事業を展開するというふうにかかれてるんですけども、その中の①のほうなんですけど、中年層からの切れ目ない介護予防活動の普及となっております。これは一文で、文章で表したらこれだけのことなんですけれども、でもこのことを実践していくというのは物すごい大変なことだと思います。切れ目のないですから、引き続き、それを多くの全町民に対してという意味かと思っておりますけれども、中年層からですから、すごく本当に、これができるのかどうかというふうなことを思うわけなんですけれども、これに対する見解というか、どういうふうにしていかれるというふうな計画について、答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 今ほどの瀧議員の中年層からの介護予防の部分についての考え方という部分を御説明させていただきます。

介護保険の事業につきましては、65歳で1号被保険者という部分で、そこから基本的に介護予防という部分を始めるという意識が今、根強くあります。

しかしながら、65歳になってすぐ介護予防を始めるのではなくて、それまでにしっかりと自分の健康を守っていく、また、介護保険のほうの2号被保険者としましては、40歳から保険料のほうを医療保険と一緒に頂いておるとい部分もございしますので、しっかりと自分の健康をまず、その中で、一般的にはメタボ予防等が大きな起因するということも言われておりますので、その辺の啓発をしっかりとした中で、将来、自分が65歳以上になっても健康でいられるような体づくりをしっかりと啓発していきたいと考えておりますし、また、そういう高齢者の福祉計画と一緒にしておりますので、そういう元気な高齢者の方については、また、高齢者を支えていく側にもなっていただきたいという考えを持ちながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 瀧です。今言われていたことはよく分かるんですけども、実践するにはもう少し弱さがあるのではないかと思います。具体的に何をやるかということが必要で、ここに、私はこの切れ目のないというのはすごく難しいことだと思うんです。ですから、今まで悠々教室というものもありましたけれども、それもかなり、中年層からじゃないですね、そういう介護予防教室って。かなり、60以上かどうだったかちょっとあれですけど、ちょっと覚えはないですけど、60から65か、そのぐらいの人から上の方に、そういう教室もあつたりするんですけども、啓発といっても、すごく言うたら曖昧なものがある。言ってもしてくれるかどうか、それが予防につながるかどうかというのはとてもあると思います。ですから、やはり行政のほうで何か行動を起こさないといけないのではないかと思いますけれども、そういう面において、この4年度からは第9期計画の準備、策定事業ですか、にかかるといことも言われておりますし、やはり次の期の計画を見越した行動というか、実践をしていかないと、とても目的にはかなったものにならないと思いますので、それについて

も、どのようなお考えか答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 具体的な事業の内容について御説明させていただきます。  
第8期の計画での健康づくりの事業としましては、今現在計画でしておりますのは、4つございます。これは他課との連携も踏まえた事業でございます。

まず1つ、健康推進課さんとの連携によります噛むCOME+10の推進事業で、しっかりと噛んで食事をして栄養をしっかりと取っていく部分の事業。また、健康教育、健康ライブラリーということで、健康の情報をしっかりと自分で身につけていただくような形で、図書館とのコラボした事業。また、健康相談とか栄養相談の事業。そして、スポーツを通じた心と体の健康づくり事業ということで、世代を超えたスポーツを通じて心と体の健康づくりを図っていくということを進めていくように計画して、しておりますので、その辺を中心に進めてまいりたいと思っております。

○議長（村田 定君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） これで質疑を終わります。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第10号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算から議案第12号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計予算までを教育民生常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算から議案第12号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計予算までを教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（村田 定君） 日程第30、議案第13号 令和4年度愛荘町下水道事業会計予算を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） それでは、議案第13号 令和4年度愛荘町下水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。予算書228ページ、予算概要

338ページとなります。

まず初めに、予算概要のほうで説明のほうをさせていただきます。338ページをお開きください。

事業目的と概要でございますが、愛荘町の公共下水道は、平成元年8月に計画決定し、平成9年4月から順次供用開始を行っております。令和3年度末の普及率は99.7%となる見込みでございます。

また、下水道事業におきます経理内容の明確化と透明性の向上を図るため、平成31年度から公営企業会計方式に変更し、予算執行を図っているところでございます。現在、公営企業会計が本格稼働し、経営基盤の計画的な強化及び財政マネジメントの向上に取り組んでいます。今後も、中長期的な経営の基本計画である経営戦略に向け、経営成績や財政状態を的確に把握し、これらの分析を行ってまいります。

それでは、予算書228ページのほうをお開きのほう、お願いいたします。

総則につきまして第1条、第2条は業務の予定量、第3条、収益的収入及び支出と定めております。

第3条の収入でございます。第1款下水道事業収益12億957万6,000円でございます。

支出、第1款下水道事業費用10億2,222万9,000円でございます。

229ページをお開きください。資本的収入及び支出は第4条で定めております。第1款資本的収入4億9,393万6,000円でございます。

支出第1款資本的支出8億3,861万6,000円でございます。この第3条と第4条の内訳につきましては、総務産業建設常任委員会で説明のほうをさせていただきます。

230ページを御覧ください。第5条で、それぞれの起債の目的や限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めております。

一時借入金は第6条で、予定支出の各項の経費の金額の流用は第7条で、議会の議決を得なければ流用することのできない経費は第8条で、他会計からの補助金は第9条で定めております。

次に、添付資料としまして、236ページ、237ページでございます。こちらにつきましては、令和4年度キャッシュ・フロー計算書、238ページから244ページには給与費の明細書、245ページから247ページには令和4年度予定貸借対照



表、248ページに令和3年度予定損益計算書、249ページから251ページには令和3年度予定貸借対照表、252ページから256ページには令和4年度予算実施計画説明書を添付しております。

最後のページ、257ページでございます。こちらにつきましては、重要な会計方式に係る事項に関する注記表となっております。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第13号 令和4年度愛荘町下水道事業会計予算を所管の総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 令和4年度愛荘町下水道事業会計予算を総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時12分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（村田 定君） お諮りします。議提1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、議提1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

### ◎議提第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 追加日程第1、議提第3号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議についてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。13番、辰己 保君。

〔13番 辰己 保君登壇〕

○13番（辰己 保君） 議員提案、議提を提案させていただきます。

議提第3号。愛荘町議会議長、村田 定様。

令和4年3月10日。

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議。

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

提出者、愛荘町議会議員、辰己 保。賛成者、愛荘町議会議員、久保田正利。賛成者、同小菅久宣。賛成者、同中川喜代和。賛成者、同澤田源宏。賛成者、同村西作雄。賛成者、同森野 隆。賛成者、同上田太治。賛成者、同高橋正夫。賛成者、同外川善正。賛成者、同河村善一。賛成者、同瀧 すみ江。賛成者、同竹中秀夫。

裏面に行ってください、読みます。

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議。

本年2月21日、ロシアはウクライナの一部であるドネツク人民共和国及びリハンスク人民共和国の独立を承認する大統領令に署名するとともに、ロシア軍に軍事基地等の建設、使用の権利を与える友好協力相互支援協定に署名し、両共和国との条約の批准、自国領域以外での軍隊の使用に関する連邦院決定など、一連の措置を進めた。そして、同月24日、ロシア軍はウクライナへの軍事侵略を開始した。そして数日でウクライナ全土に攻撃の範囲を広げ、民間人を含む多くの人々の命が奪われており、在留邦人の生命も危ぶまれる事態となっている。

これらは、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害するとともに国際法に違反する行為であり、断じて許容できるものではない。また、その影響はヨーロッパにとどまるものではなく、アジアを含む国際秩序を揺るがす重大な事態であり、本町としても看過できるものではない。

よって、本町議会はロシアのウクライナ侵略に対して厳重に抗議し強く非難するとともに、ロシア軍が即時に安全かつ無条件で撤退するよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月10日。

滋賀県愛知郡愛荘町議会。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わり、討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） これで討論を終わります。

これより議提第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議提第3号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎延会の宣告

○議長（村田 定君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、3月11日から3月16日までの6日間、休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、3月11日から3月16日までの6日間、休会することに決定しました。再開は、3月17日木曜日、午後1時です。

本日はこれで延会します。御苦労さまでした。

延会 午後2時18分